

クボタ

グレイタスローダ

取扱説明書

SLH330

文書コードNo. : L1166-11972



ご使用前に必ずお読みください。
いつまでも大切に保管してください。

このたびは弊社製品を
お買い上げいただきありがとうございます。

はじめに

- この取扱説明書は本製品の正しい取扱方法と簡単な点検および手入れについて説明しています。ご使用前に必ずこの取扱説明書をお読みいただき十分理解され、本製品を最良の状態ですく安全に使用するためにご活用ください。
- お読みになったあとも、この取扱説明書を必ず大切に保存し、分からない場合は理解されるまで十分お読みください。
- 本製品を貸与または譲渡される場合は、この取扱説明書を製品に添付してお渡しください。
- この取扱説明書を紛失または損傷された場合は、速やかに当社または当社の営業所・販売店・農協（JA）にご注文ください。
- なお、品質・性能向上などの理由で、使用部品の変更を行なうことがあります。その際には、本書の内容および写真イラストなどの一部が、本製品と一致しない場合がありますので、ご了承ください。
- ご不明なことやお気付のことがございましたら、お買い上げ店か、お近くの販売店・農協（JA）またはサービス工場にご相談ください。
- 下記マークが付いた項目は、安全上特に重要な項目ですので必ずお守りください。



⚠ 危険

その警告に従わなかった場合、死亡または重傷を負うことになるものを示します。

⚠ 警告

その警告に従わなかった場合、死亡または重傷を負う危険性があるものを示します。

⚠ 注意

その警告に従わなかった場合、けがを負うおそれのあるものを示します。

取扱注意

その警告に従わなかった場合、製品の損傷や故障のおそれのあるものを示します。

補 足

その他、使用上役立つ補足説明を示します。

目次

項目	ページ
安全に作業をするために	2
安全表示ラベルとその取扱いについて	12
本製品の使用目的について	15
補修用部品の供給年限について	15
アフターサービスについて	15
名称と仕様	16
各部のはたらき	17
着脱のしかた	21
スノーブロウの取付け・取りはずし	25
パワーユニットの取付け・取りはずし	26
保守点検一覧表	28
適正締付トルク表	29
トラブルシューティング	30
労働安全衛生規則の抜粋	37
納入安全確認証	末尾

必ず読んでください



安全に作業をするために

- ロードを安全に使用していただくために、ここに記載されている注意項目を必ず守ってください。
- 下記の注意項目を守らないと、死亡を含む傷害や事故、製品の破損が生じるおそれがあります。
- 道路走行・駐車・日常点検及び運転については、トラクタの「取扱説明書」に記載された注意項目も必ず守ってください。

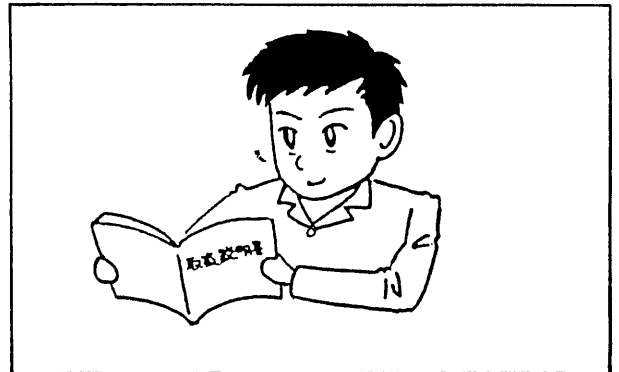
一般的な注意

警告

ローダを使用する前には必ず本書とすべての表示ラベルを読み、理解した上で使用する

【守らないと】

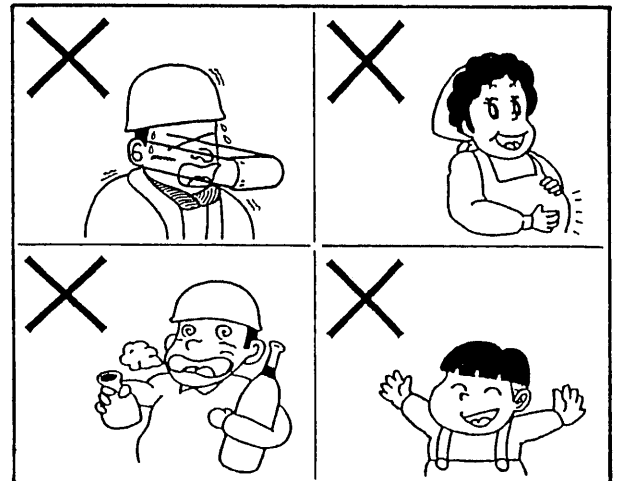
死亡事故や重大な傷害、ローダやトラクタの破損につながるおそれがあります。



警告

こんなときは運転しない

- 過労・病気・薬物の影響、その他の理由により作業に集中できないとき。
- 酒を飲んだとき。
- 妊娠しているとき
- 18歳未満の人。



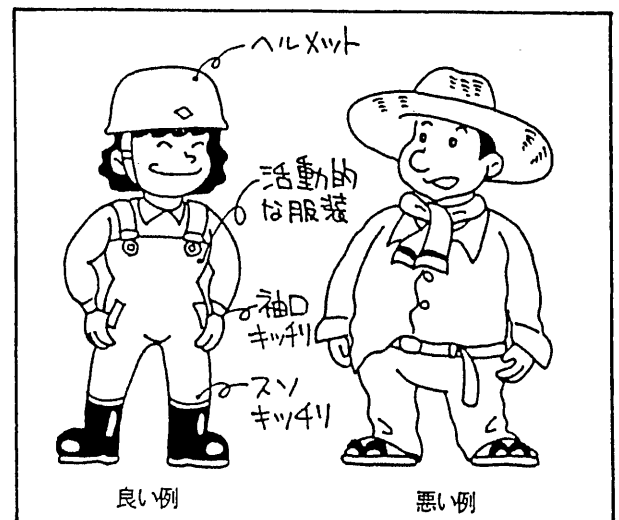
警告

作業に適した服装をする

はち巻き・首巻き・腰タオルは禁止です。ヘルメット・滑り止めの付いた靴を着用し、作業に適した防護具などを付け、だぶつきのない服装をしてください。

【守らないと】

滑って転倒したり、製品の回転部に巻き込まれて死傷するおそれがあります。



必ず読んでください

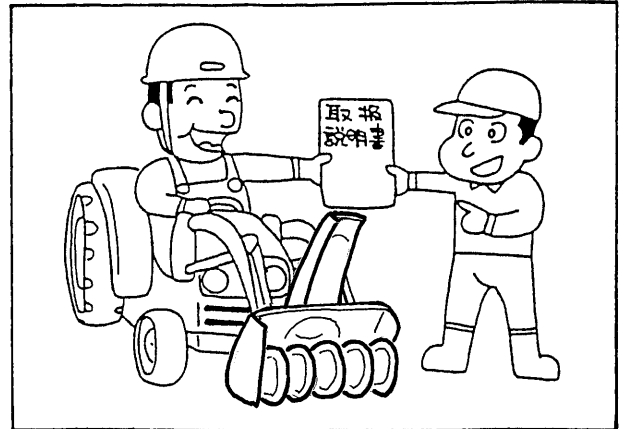
警告

ローダを他人に貸すときは取扱方法を説明する

取扱方法をよく説明し、使用前に本書を必ず読むように指導してください。

【守らないと】

死亡事故や、重大な傷害となるおそれがあります。



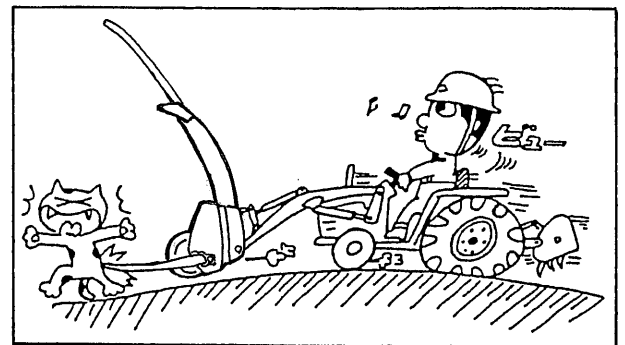
注意

ローダの改造禁止

- 純正部品や指定以外のスノーブロウ（除雪機）を取付けないでください。
- 改造をしないでください。
- 適用トラクタ以外のトラクタにローダを装着しないでください。

【守らないと】

傷害事故や、ローダ・スノーブロウ（除雪機）の破損につながるおそれがあります。



ローダ作業をする前に

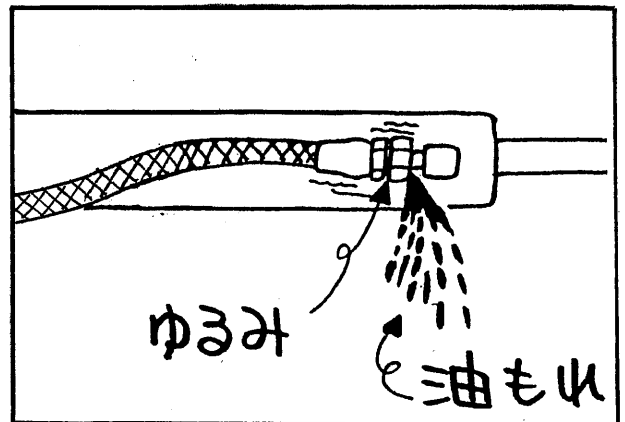
警告

ローダを操作する前に、油圧配管のネジ部をしっかりと締める

安全のため、油圧ホースは2年毎に交換してください。

【守らないと】

継手やホースがはずれたり抜けたりしてアームが急下降し、死亡事故になるおそれがあります。

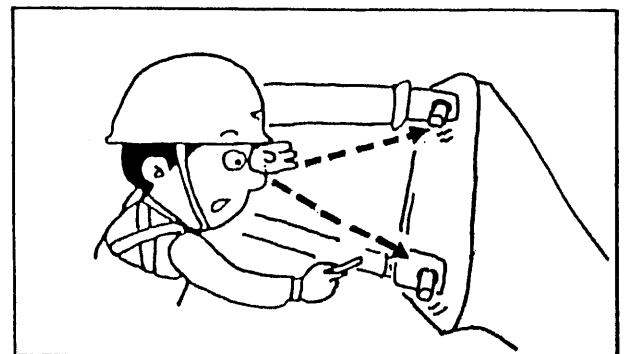


注意

- 各部のボルト・ナットなどのゆるみや、ピンの脱落がないか確認する。
- 回動部にグリスアップする。
- その他、破損箇所（材料・溶接割れなど）がないか確認する。

【守らないと】

傷害事故や、ローダの故障・破損につながるおそれがあります。



必ず読んでください

警告

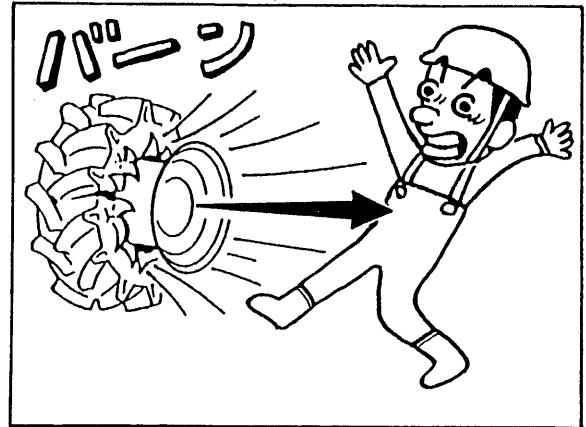
タイヤの空気圧は、トラクタの取扱説明書に記載している規定圧力を必ず守る

- タイヤに傷があり、その傷がコード（糸）に達している場合は、使用しないでください。
- タイヤ・チューブ・リム等の交換・修理は必ず購入先にご相談ください。
（特別教育を受けた人が行なうように、法で決められています）
- 前輪・後輪の空気圧が適正であるかを調べてください。

外観から判断する目安は右図の通りです。

【守らないと】

空気の入れ過ぎなどで、タイヤ破裂のおそれがあり死傷事故を引きおこす原因になります。



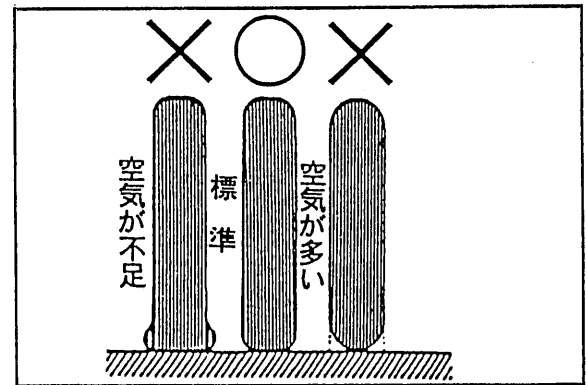
注意

トラクタ後部にパワーユニットを取付ける

- 前部ウエイト・前輪ウエイトは、取りはずしてください。
- 適正重量を越える後部ウエイトをつけないでください。
- パワーユニットにはトラクタ用前部ウエイト 25kg が6枚装着できます。

【守らないと】

バランスが悪くなり、傷害事故となるおそれがあります。



取扱注意

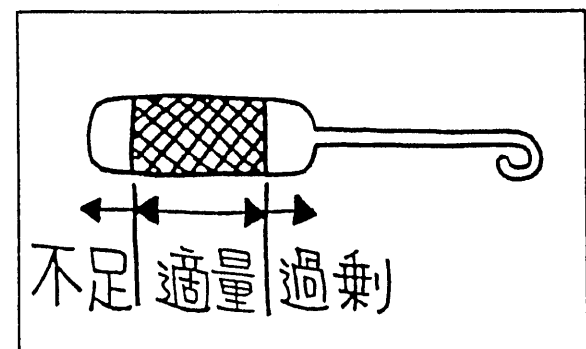
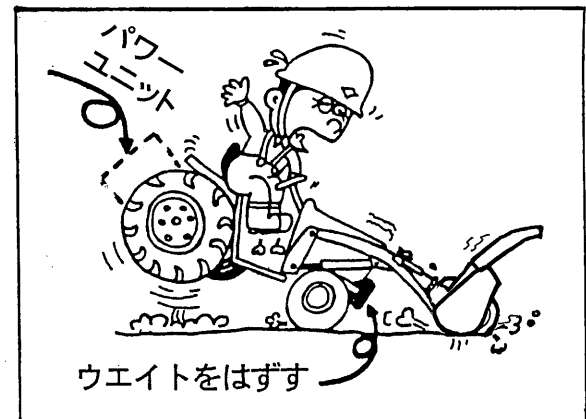
トラクタに作動油を追加する

トラクタ適正追加量 …… 約 2.0ℓ

- トラクタに準じた作動油を追加してください。
- パワーユニットには、作動油 VG32 相当が 80ℓ 入っています。この作動油が汚れた場合は、全量交換してください。

【守らないと】

ローダが動かず、トラクタポンプが故障するおそれがあります。



ローダ作業時

⚠ 危険

片荷作業はしない

- 除雪中は雪を均等に押すよう走行してください。
- 片突っ込み作業はしないでください。

【守らないと】

ローダに無理な力がかかり、トラクタが横転して死傷するおそれがあります。

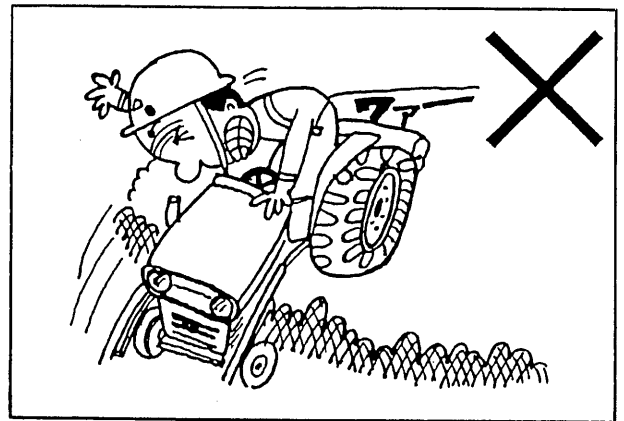
⚠ 危険

傾斜面に対して横方向や斜めに走行しない

ほ場の出入口や土手の上り降り、畦越えなど斜面を走行する場合は、速度を低速にしてローダ先端（スノーブロー）をできる限り低くし、傾斜方向に沿って走行してください。

【守らないと】

トラクタが横転・転倒して死亡を含む重大な傷害事故になることがあります。

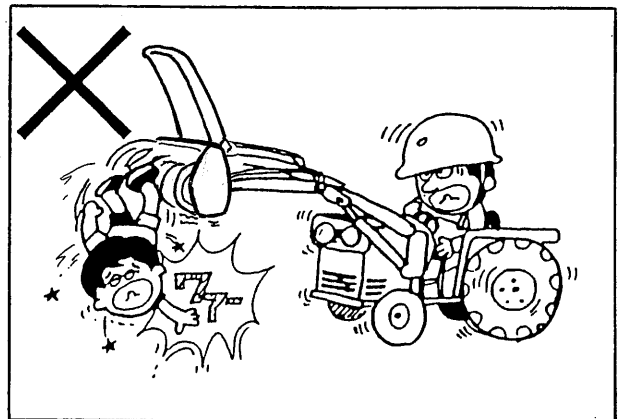


⚠ 警告

ローダやスノーブロー（除雪機）に人を乗せない

【守らないと】

転落事故を起こして、死傷するおそれがあります。

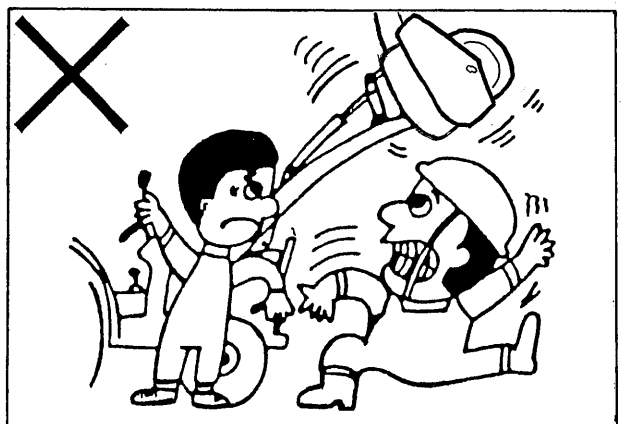


⚠ 警告

- ローダの作業範囲内に入らない
- ローダの下に入らない
- 特に子供には注意し、ローダに近づけない

【守らないと】

ローダに当たったり、ローダの下敷きになって死傷するおそれがあります。



必ず読んでください

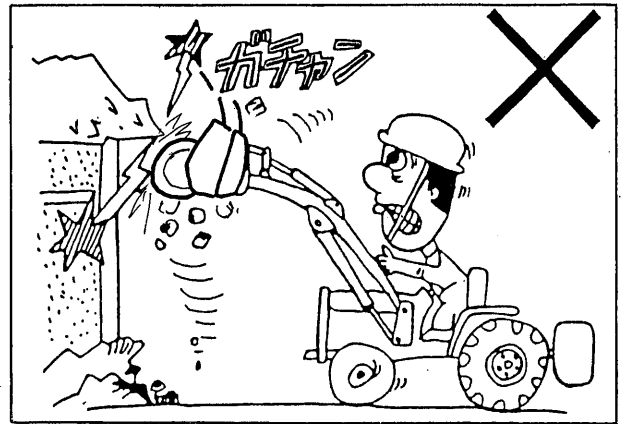
警告

周囲の障害物に近づかない

- アームを動かしたり、トラクタを方向転換させるときは、ローダが障害物に当たらないようにしてください。
- 死角となる部分にも注意してください。
- 特に電線付近での作業は、囲いを設けるなどして、感電防止をしてください。

【守らないと】

障害物をこわしたり、感電死するおそれがあります。

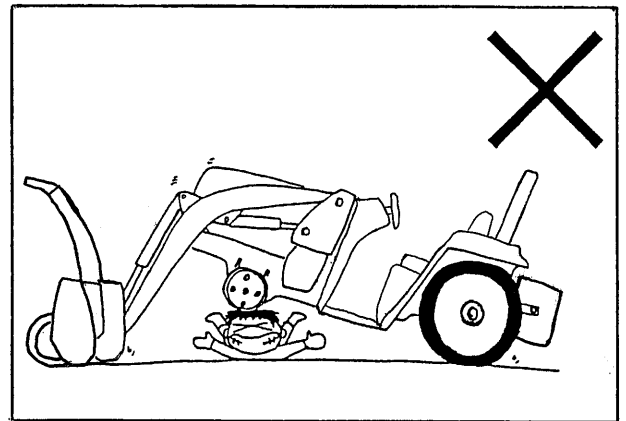


警告

ローダを使用して、トラクタの前輪を持ち上げ、タイヤ交換などの作業をしない

【守らないと】

トラクタが落下して下敷きになるなど、死亡を含む傷害事故となるおそれがあります。

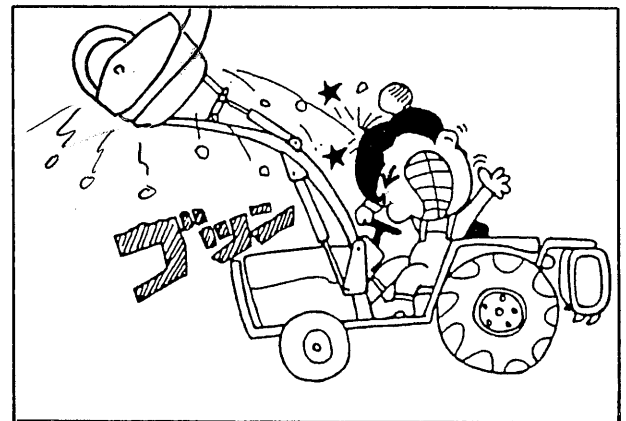


警告

ヘルメット・安全靴を必ず着用する

【守らないと】

スノーブロワ（除雪機）から雪が落ちて死傷するおそれがあります。



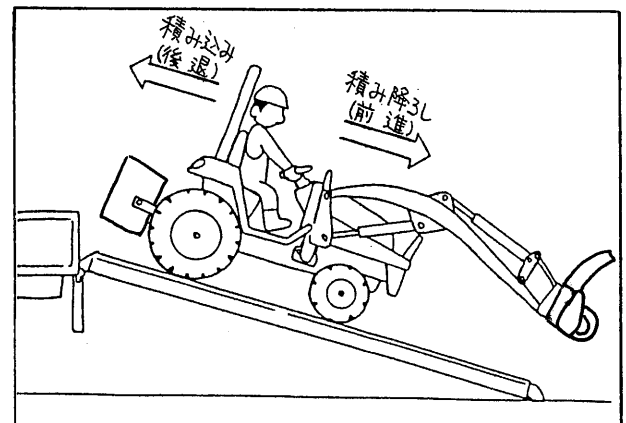
警告

昇るときは後退、降りるときは前進で行なう

- トラックへの昇降時はアーム先端をできるだけ低くしてください。
- トラックに積み込むときは後退で、降りるときは前進で行なってください。

【守らないと】

バランスをくずして、転落事故を引きおこし、死傷するおそれがあります。



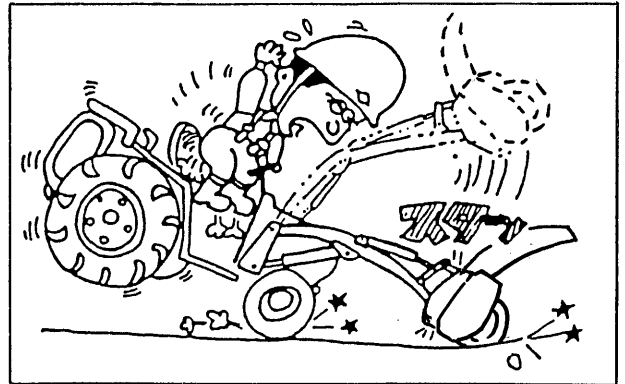
必ず読んでください

警告

アームを下降途中で急停止させたり、トラクタの急ブレーキをかけたりしない

【守らないと】

転倒事故をおこし、死傷するおそれがあります。



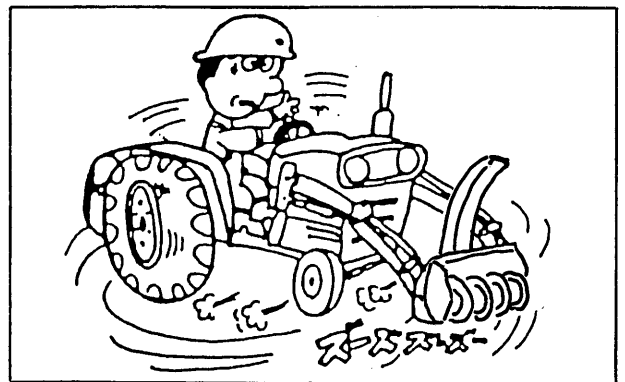
警告

ローダを取付けたときは旋回に注意

- ローダを取付けると全長が長くなりますので、旋回時は周囲の人や物に注意してください。
- トラクタ側の急旋回機能を解除してください。

【守らないと】

人や物に衝突したり転倒して、死亡を含む傷害事故となるおそれがあります。

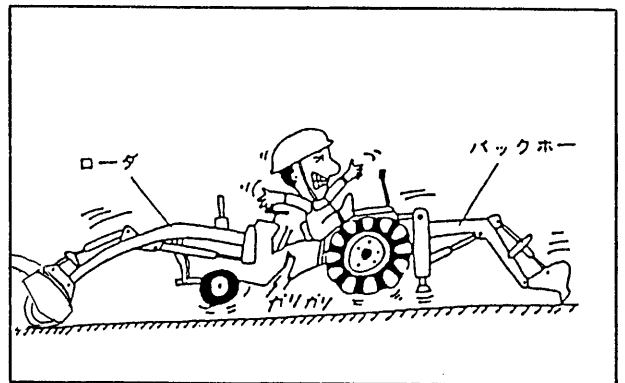


警告

ローダとバックホーをいっしょに使わない

【守らないと】

前輪・後輪とも持ち上げられトラクタが破損して、死亡を含む傷害事故となるおそれがあります。



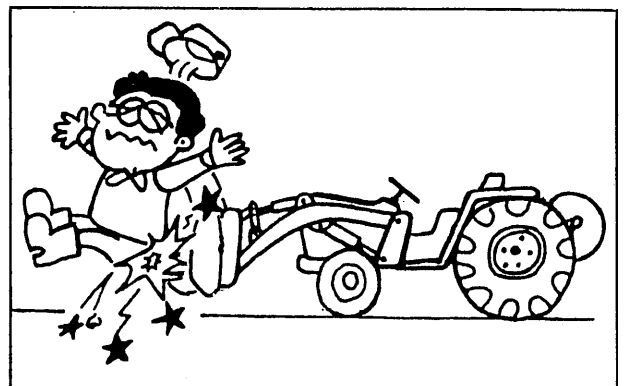
警告

トラクタを離れるときは必ずスノーブロウ（除雪機）の先端を接地させる

トラクタを離れるときは、平らな場所でスノーブロウ（除雪機）の先端を接地させ、トラクタの変速レバーを「中立」にして駐車ブレーキをかけ、必ずエンジンを止めてキーを抜いてください。

【守らないと】

ローダが落下したり、スノーブロウ（除雪機）に当たり、死傷事故となるおそれがあります。



必ず読んでください

警告

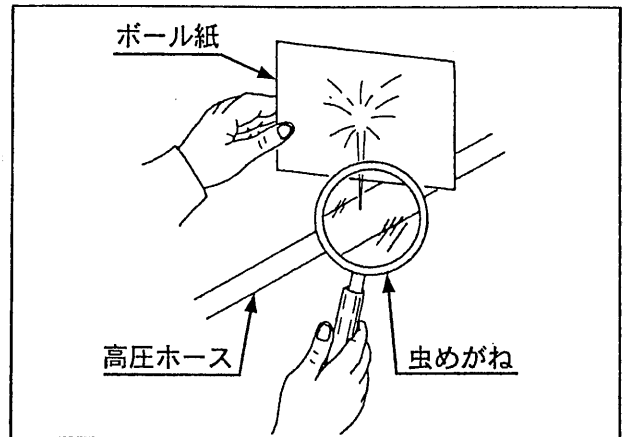
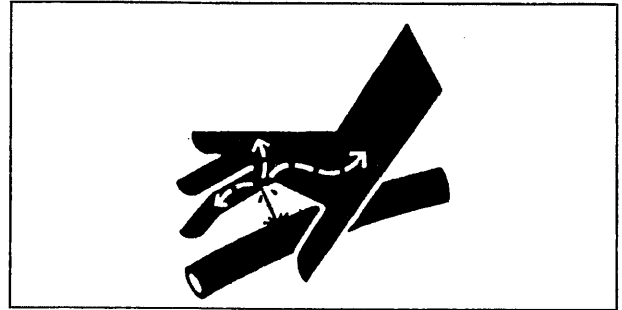
高圧油に注意 噴出する油を手足などでさわらない

作業中、ホースや油圧部品から油が噴出した場合は、すぐにエンジンを切りローダを接地させ、油圧回路内の残圧を必ず抜いてください。

【守らないと】

高圧油は皮膚を突き破ることがあり、重大な傷害事故となるおそれがあります。

- 万一噴出した油が目に入ったり、皮膚に浸透した場合は水で洗浄した後、すぐに医師の処置を受けてください。
- 見えない小さな穴からの油もれを探すときは保護めがねをかけ、ボール紙などを利用してください。



注意

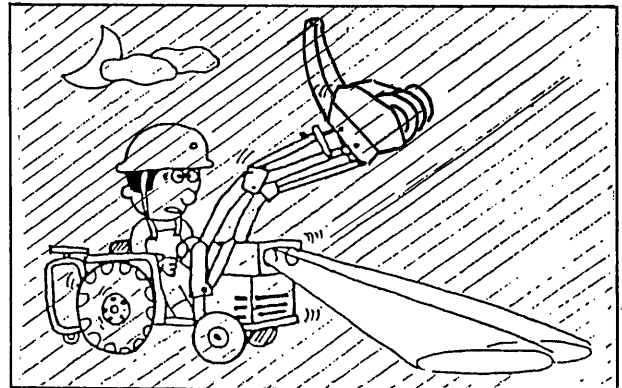
夜間や暗い所ではライトをつける

周囲がよく見えない状態では作業しないでください。

必ず、安全作業に必要な明るさを保ってください。

【守らないと】

傷害事故につながります。

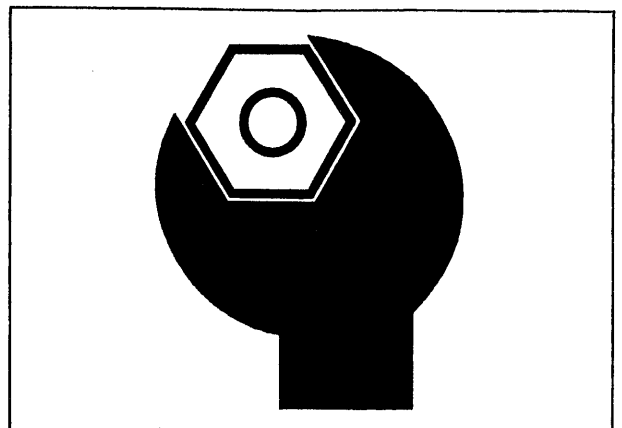


注意

ローダ組付け後5時間作業した後は、必ずすべてのネジ部を規定の締付トルクで締付ける。

また、作業50時間ごとに規定の締付トルクで締付けてください。

締付トルクは29ページを参照してください。



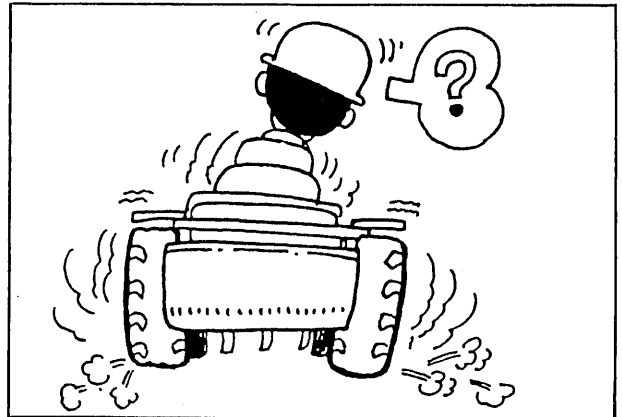
必ず読んでください

取扱注意

トラクタやローダの作動がおかしい場合は
すぐにエンジンを切る

【守らないと】

作動がおかしいまま大丈夫だろうと過信して作業を続けていますと、故障や破損につながるおそれがあります。



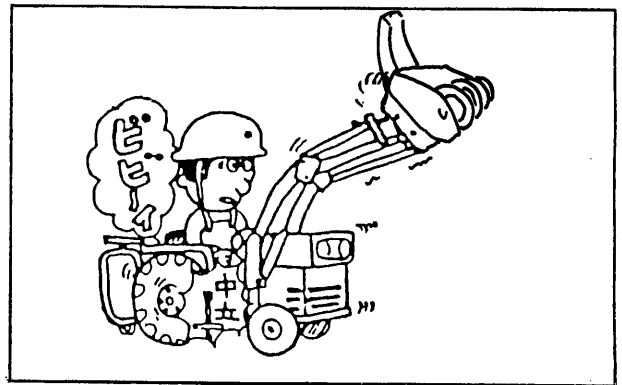
取扱注意

トラクタやローダが「ビー」と鳴るときは
操作レバーを「停止」（中立）にもどす

シリンダが伸び（縮み）きったときや、負荷がかかりすぎたときには、トラクタやローダのリリーフ弁が働くため、「ビー」という音がします。

【守らないと】

油温が上がり、ポンプや油圧部品が故障する原因となります。

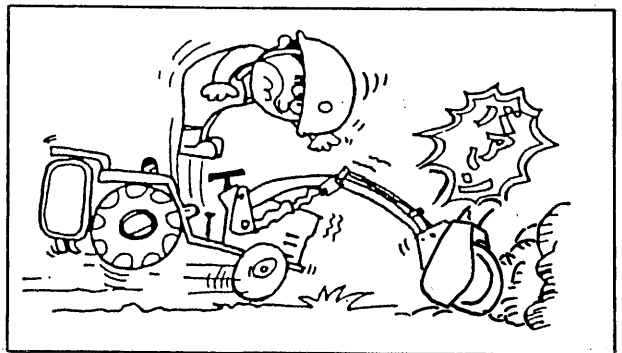


取扱注意

ローダ作業や悪路走行時の車速は 4km/h 以下にする

【守らないと】

衝撃が大きくなり、トラクタやローダが故障・破損するおそれがあります。

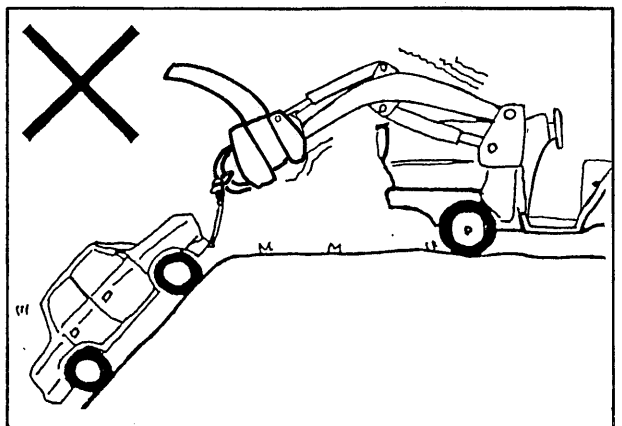


取扱注意

ローダでけん引作業しない

【守らないと】

トラクタやローダに無理な力がかかり、故障・破損するおそれがあります。



必ず読んでください

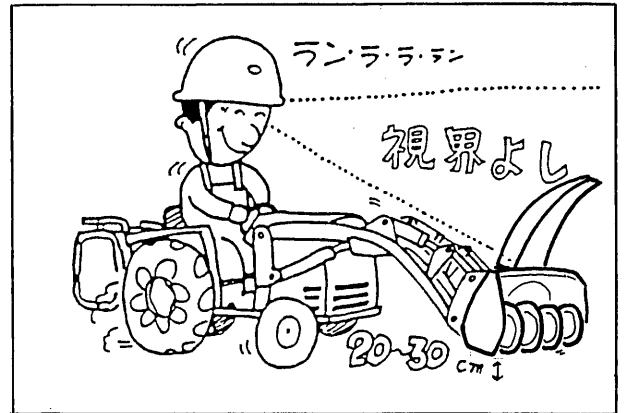
取扱注意

運転は安全運転で

- 移動する場合は、後輪トレッドを広げ、スノーブロワ（除雪機）の下面を地面から20～30cmの位置まで下げ、4km/h以下の速度で走行してください。
- 悪路・傾斜地・不整地では特に注意して無理な運転はしないでください。
- 不要なレバー操作はしないでください。

【守らないと】

トラクタやローダが故障したり破損するおそれがあります。



取扱注意

- 操作レバーがストロークエンドになっている状態で無理な力を加えないでください。
- ローダ作業時、特に負荷がかかっている時は半クラッチを使用しないでください。
- ローダ作業時は、後部パワーユニットを水平より上の位置に保持してください。
- 運転中に修理・調整をしないでください。アームを接地させ、トラクタの走行用変速レバーやローダの1本レバー（操作レバー）「中立」の位置にし、必ずエンジンを止めて駐車ブレーキをかけ、残圧を抜いてから行なってください。
- 持上制限重量を越える荷の積載はしないでください。
- 橋など、走行場所の重量制限に十分注意してください。
- 誘導者と共同作業するときは、誘導者の指示に従ってください。

一般道路走行について

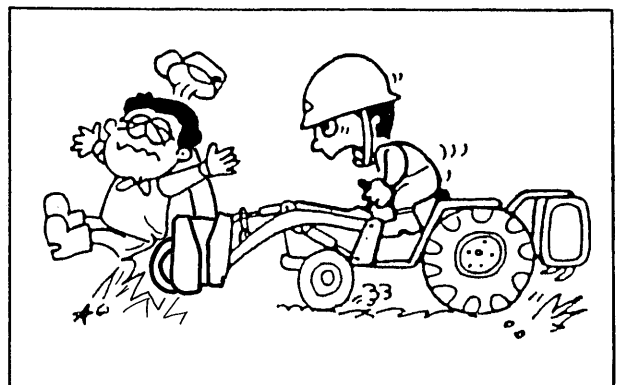
注意

ローダを装着したまま公道を走行しない

公道を走行するときは、トラクタ・ローダをトラックなどに積み込んで移動してください。

【守らないと】

道路運送車両法に違反します。また傷害事故につながるおそれがあります。



必ず読んでください

その他

警告

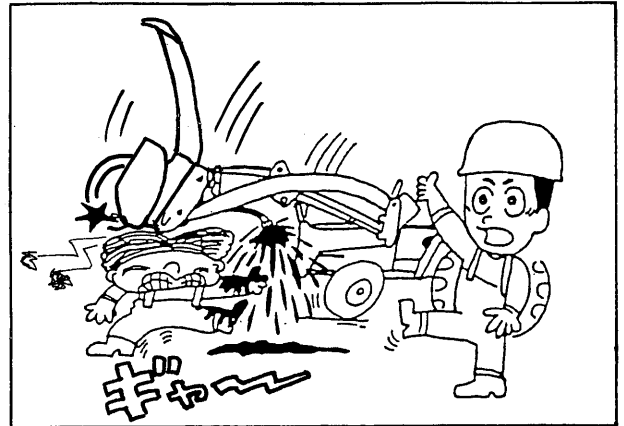
修理や点検時、ローダを上げエンジンをかけた状態で、ホースや油圧配管をゆるめない

【守らないと】

ホースや油圧配管がはずれ、ローダが急降下して、ローダの下敷きになるなど、死亡事故となるおそれがあります。

補足

- 格納する場合（長期間使用しない場合）はローダをトラクタから取りはずし、ローダの全シリンダを最も縮めた状態にしてください。
- やむをえずトラクタにローダを装着したまま格納する場合は、必ず
 - ① スノーブロウ（除雪機）をはずし
 - ② ローダを接地させ
 - ③ トラクタの変速レバーを「中立」にし
 - ④ 駐車ブレーキをかけ
 - ⑤ エンジンを切ってキーを抜いてください。
- 長期間使用しない場合、再使用時に前と同じ性能を発揮させるためには、ローダの保管・格納に十分注意する必要があります。格納する場合は、乾燥した屋内に格納してください。
- やむをえず屋外に格納する場合は、雨のかわからない、乾燥した平坦な場所を選び、できるだけシートをかけてください。シートをかける場合は、必ず通気性を確保してください。
- レバーリンク周り、各部のピン、バルブのスプール、シリンダのピストンロッドなどの露出部には、防錆グリースを塗ってください。








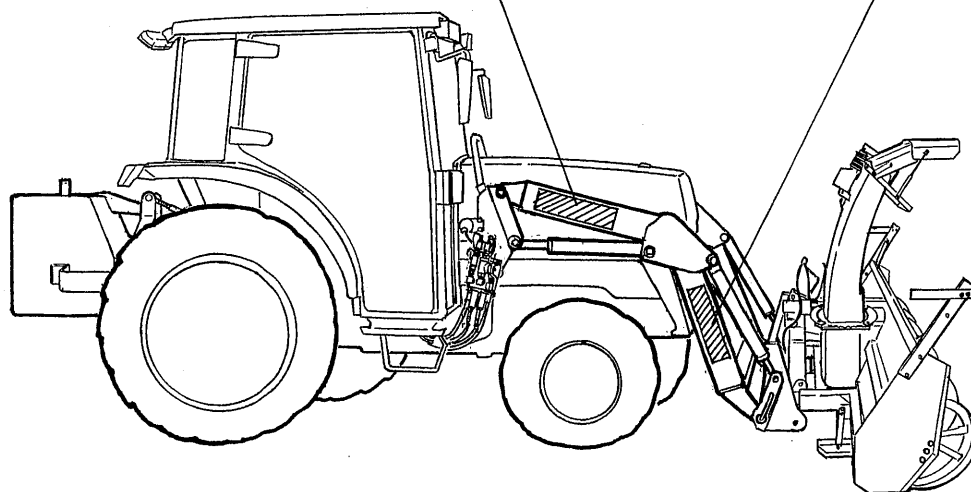
必ず読んでください

安全表示ラベルと その取扱いについて

- 安全に作業していただくために安全表示ラベルの貼付位置を示したものです。
- 安全表示ラベルの内容詳細については、14 ページをご参照ください。
- 安全表示ラベルは、常に汚れや破損のないようにしてください。
- ラベルが汚れている場合は石けん水で洗い、やわらかい布でふいてください。
- もし破損又は紛失した場合は、新しいものに貼り替えてください。

ローダ右側

⚠ 警告				⚠ 危険
 <p>電線や建物など周囲の障害物に注意すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 走行時はアタッチメントの下面を地面から20~30cmに注意して運転してください。 ● 守らないと障害物をこわしたり、感電死するおそれがあります。 	 <p>ローダや先端アタッチメントに人を乗せないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 守らないと転落事故を起こし死傷するおそれがあります。 	 <p>ローダ作業には専用アタッチメントを使用すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 柄にバケツなどでロールベールの運搬・積み込み作業をしないでください。 ● 守らないと高くすれを起こし死傷するおそれがあります。 	 <p>ローダの下に入らないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ローダの作業範囲内に入らないでください。 ● 守らないとローダの下敷きになり死傷するおそれがあります。 	 <p>転倒・転落による死傷事故を防ぐため:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● トラクタ後面にクエイトを取り付けること ● ローダを上げたまま後戻りしないこと ● 斜面に対し横または斜めに走行しないこと ● 片側作業をしないこと
バンド位置				バンド位置



グレイタスローダ

ローダ左側

必ず読んでください

①

▲ 危険	▲ 警告	▲ 注意
転倒・転落による死傷事故を防ぐため: <ul style="list-style-type: none"> ● トラクタ後面にウエイブを設けること ● ロータを上げたままではしゃがないこと ● トラクタの傾斜は、傾斜角に注意すること ● 前向き作業をしないこと 	ロータの下に入らないこと <ul style="list-style-type: none"> ● ロータの作業範囲から離れてください ● 作らないロータの平らな部分に立ち入るおそれがあります 	ロータ作業には専用アタッチメントを使用すること <ul style="list-style-type: none"> ● 特定のワンドなど専用アタッチメントのみを使用してください ● 特定のワンドは、ロータの傾斜角に注意して使用してください ● 特定のワンドは、ロータの傾斜角に注意して使用してください
▲ 注意 傷害事故防止のため使用前に取扱説明書とすべての安全指示をよく読んで安全で正しい作業をしてください。		
始動時 <ul style="list-style-type: none"> ● 空気に立ち、ロータのワンドレバーを「中立」にすること ● 前面に入らないことを確認すること 運転時 <ul style="list-style-type: none"> ● ロータは作業者の足元には絶対に立ち上げないことを確認すること ● 傾斜・急な坂道の降坂時、降坂作業はしないこと ● 降坂・急な坂道の降坂時、降坂作業はしないこと ● 降坂・急な坂道の降坂時、降坂作業はしないこと ● 降坂・急な坂道の降坂時、降坂作業はしないこと 		

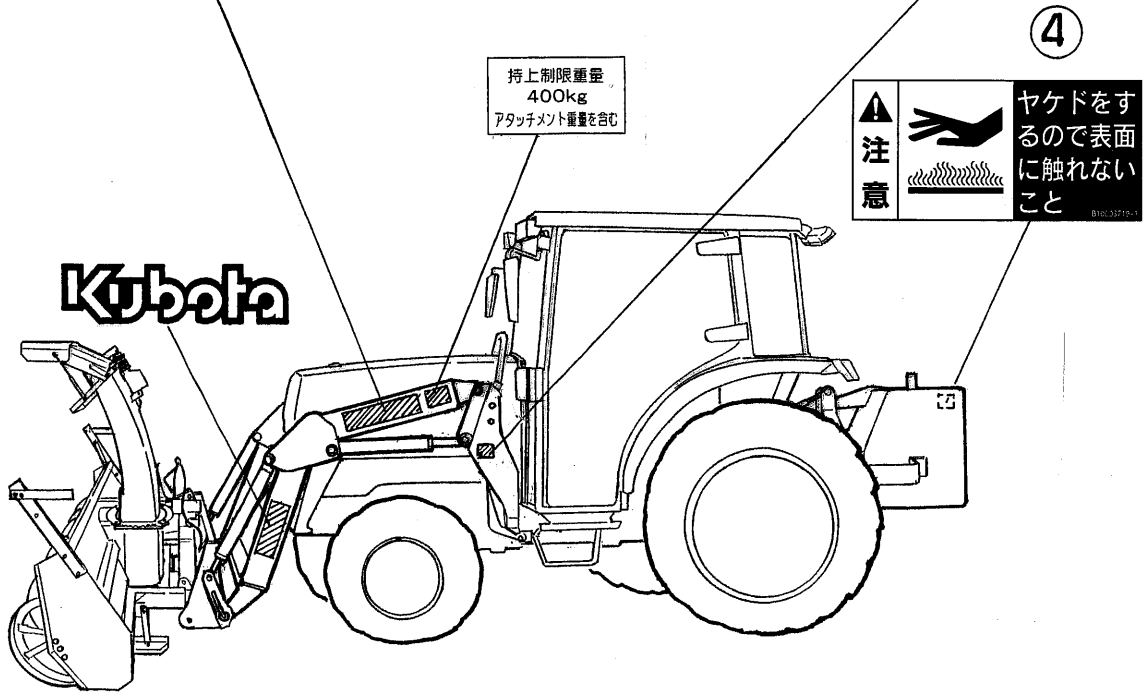
③

▲ 注意

傷害事故防止のためローダ組付用のボルト・ナットにゆるみがないか定期的に点検し、ゆるんでいたら規定トルクで増し締めしてください。

- ロータを組付けて5時間作業後に、すべてのボルト・ナットを規定トルクで増し締めすること
- その後の50時間作業ごとに増し締めトルクのチェックをし、ゆるんでいたら増し締めすること
- 規定トルクは組付要領及び取扱説明書を参照すること

SAN46501 - 0534 - 1



安全表示ラベルの手入れについて

- ラベルが汚れている場合は石けん水で洗い、やわらかい布でふいてください。
- 破損または紛失した場合は、下表を参考にお買い上げまたはお近くの販売店・J A（農協）にご注文ください。
- ラベルが貼付されている部品を新品と交換するときは、ラベルも同時に交換してください。



図番	クボタコードNo.	三陽コードNo.	部品名	個数	摘要
①	L1037-11931	B10000569-1	ラベル	1	左側用 75×305
②	L1123-11941	B10002475-1	ラベル	1	右側用 75×305
③	39632-4700-1	48501-0634-1	ラベル	1	注意 70×85
④	L1166-11961	B10003719-1	ラベル	1	注意 50×100

必ず読んでください






安全表示ラベルの内容

ローダに貼付されている安全表示ラベルを下図に示します。

①


⚠ 危険	⚠ 警告		⚠ 注意
 <p>転倒・転落による死傷事故を防ぐため:</p> <ul style="list-style-type: none"> ●トラクタ後部にウェイトを取付けること ●ローダを上げたまま急旋回しないこと ●斜面に対し横または斜めに走行しないこと ●片荷作業をしないこと 	 <p>ローダの下に入らないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ローダの作業範囲内に入らないでください。 ●守らないとローダの下敷きになり死傷するおそれがあります。 	 <p>ローダ作業には専用アタッチメントを使用すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特にバケットなどでロールベールの運搬・積み込み作業をしないでください。 ●守らないと荷くずれを起こし死傷するおそれがあります。 	 <p>傷害事故防止のため使用前に取扱説明書とすべての安全指示をよく読んで安全で正しい作業をしてください。</p> <p>始動時</p> <ul style="list-style-type: none"> ●座席に座り、ローダの操作レバーを「中立」にすること ●周囲に人がいないことを確認すること <p>運転時</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ローダ操作時や旋回時には周囲に人がいないことを確認すること ●転倒・転落のおそれのある運転や作業はしないこと ●修理・点検等でトラクタから離れるときはローダを接地させて操作レバーを「中立」にし、駐車ブレーキをかけてエンジンキーを抜くこと <p style="text-align: right;">B10001691-1</p>

②

⚠ 警告			⚠ 危険	
 <p>電線や建物など周囲の障害物に注意すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ●走行時はアタッチメントの下面を地面から20~30cmにし注意して運転してください。 ●守らないと障害物をこわしたり、感電するおそれがあります。 	 <p>ローダーや先端アタッチメントに人を乗せないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ●守らないと転落事故を起こし死傷するおそれがあります。 	 <p>ローダ作業には専用アタッチメントを使用すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特にバケットなどでロールベールの運搬・積み込み作業をしないでください。 ●守らないと荷くずれを起こし死傷するおそれがあります。 	 <p>ローダの下に入らないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ローダの作業範囲内に入らないでください。 ●守らないとローダの下敷きになり死傷するおそれがあります。 	 <p>転倒・転落による死傷事故を防ぐため:</p> <ul style="list-style-type: none"> ●トラクタ後部にウェイトを取付けること ●ローダを上げたまま急旋回しないこと ●斜面に対し横または斜めに走行しないこと ●片荷作業をしないこと <p style="text-align: right;">B10001692-1</p>

③

⚠ 注意



傷害事故防止のためローダ組付用のボルト・ナットにゆるみがないか定期的に点検し、ゆるんでいたなら規定トルクで増し締めしてください。

- ローダを組付けて5時間作業後に、すべてのボルト・ナットを規定トルクで増し締めすること
- その後50時間作業ごとに締めトルクのチェックをし、ゆるんでいれば増し締めすること
- 規定トルクは組付要領及び取扱説明書を参照すること

SAN48501 - 0634 - 1

④

⚠ 注意



ヤケドを
するので表面
に触れない
こと

B10C03719-1

本製品の使用目的について

- (1) 本製品は、弊社指定のスノーブロワ（除雪機）を取付け、除雪作業に使用してください。
- (2) 本製品または弊社指定のスノーブロワ（除雪機）を使用目的以外の作業に使用したり改造しないでください。
使用目的以外の作業や改造をした場合は、保証の対象になりませんので注意してください。
- (3) 市販類似品など、指定以外のスノーブロワ（除雪機）を使用した場合も同様に保証の対象になりませんので注意してください。

補修用部品の供給年限について

この製品の補修用部品の供給年限（期間）は、製造打ち切り後6年です。
ただし、供給年限内であっても、特殊部品については納期などをご相談させていただく場合もあります。補修用部品の供給は、原則的には上記の供給年限で終了しますが、供給年限経過後であっても、部品供給のご要請があった場合は、納期及び価格についてご相談させていただきます。

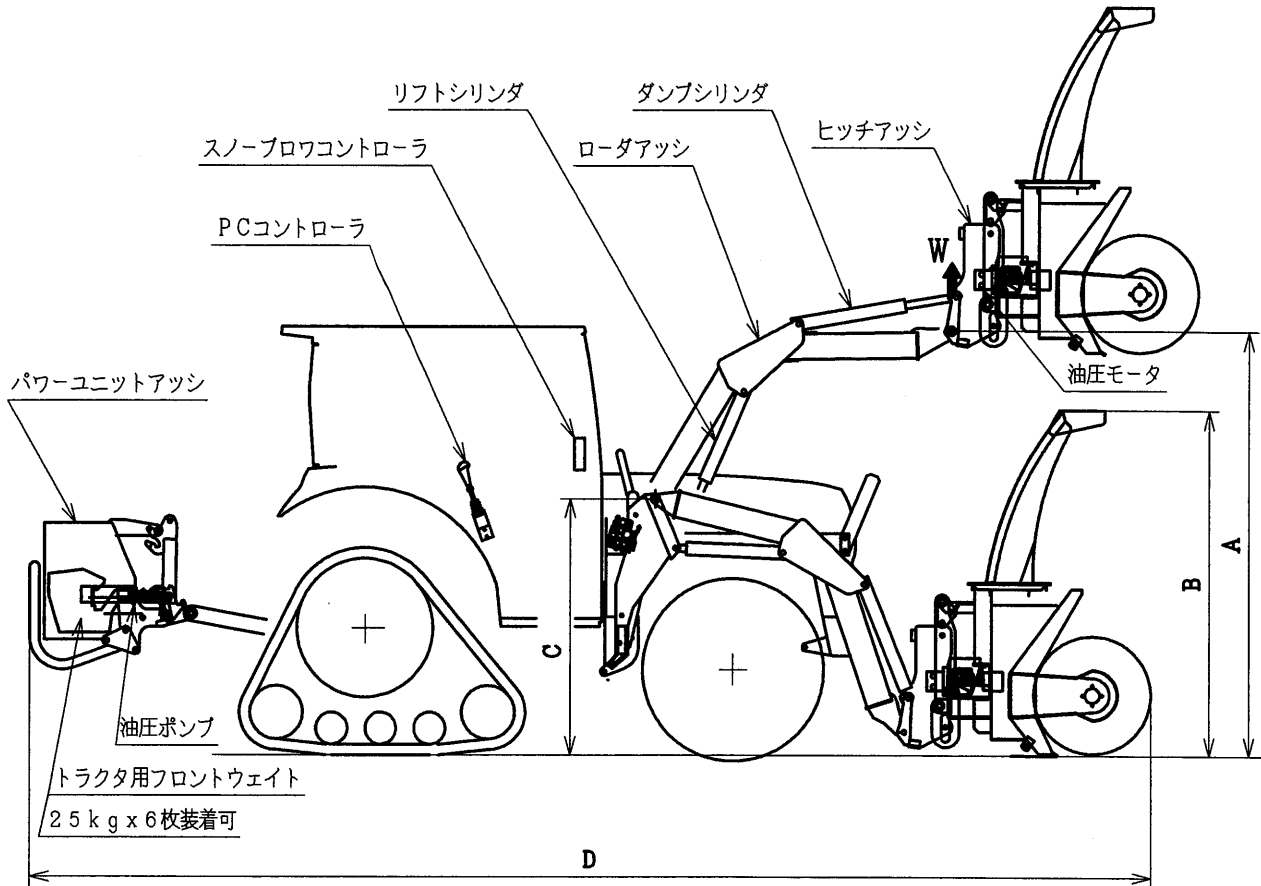
アフターサービスについて

本製品の調子が悪いとき、30ページの「トラブルシューティング」に従って点検・整備してもなお不具合があるときは、お買い上げいただいた販売店・JA（農協）またはサービス工場までご連絡ください。

連絡していただきたい内容

- (1) 型式名
- (2) 製造番号（機番）
- (3) 故障内容（できるだけ詳しく）

名称と仕様



ローダ型式名	SLH330	
測定トラクタ	KL33Q-PC	
定格持上力 (W)	3.92 kN (400 kgf)	
ヒンジピン高さ (A)	1985 mm	
スノーブロワ全高 (B)	1620 mm	
リフトアーム支点高さ (C)	1245 mm	
全長 (D)	5285 mm	
全幅	1230 mm	トラクタ・スノーブロワを除く
ダンブシリンダ	φ50×φ32×300ST×560MIN	刻印No. H03N□□
リフトシリンダ	φ50×φ32×300ST×500MIN	刻印No. H02N□□
リフトアーム長さ	1600 mm	CLD400

※ 単位は国際単位系によるSI単位表示です。()内は従来の単位表示を併記したものです。
 ※ この仕様は、トラクタ機種・スノーブロワ機種の違いや誤差の集積により、多少異なることがあります。

各部のはたらき

1 操作レバー

操作方法

操作レバーを矢印（下図）の方向に倒すと、ローダとスノーブロウが動きます。

- ① ローダが上昇する。
- ② ローダが下降する。
- ③ スノーブロウが後傾（スクイ）する。
- ④ スノーブロウが前傾（ダンプ）する。
- ⑤ ローダが停止する。
（中立位置。手を離します。）
- ⑥ ローダがフロートになる。
（上昇方向・下降方向ともにフリーになる）
- ⑦ スノーブロウの回転部が左回転する。
（グリップのボタンを押しながらスクイ操作します）
- ⑧ スノーブロウの回転部が右回転する。
（グリップのボタンを押しながらダンプ操作します）

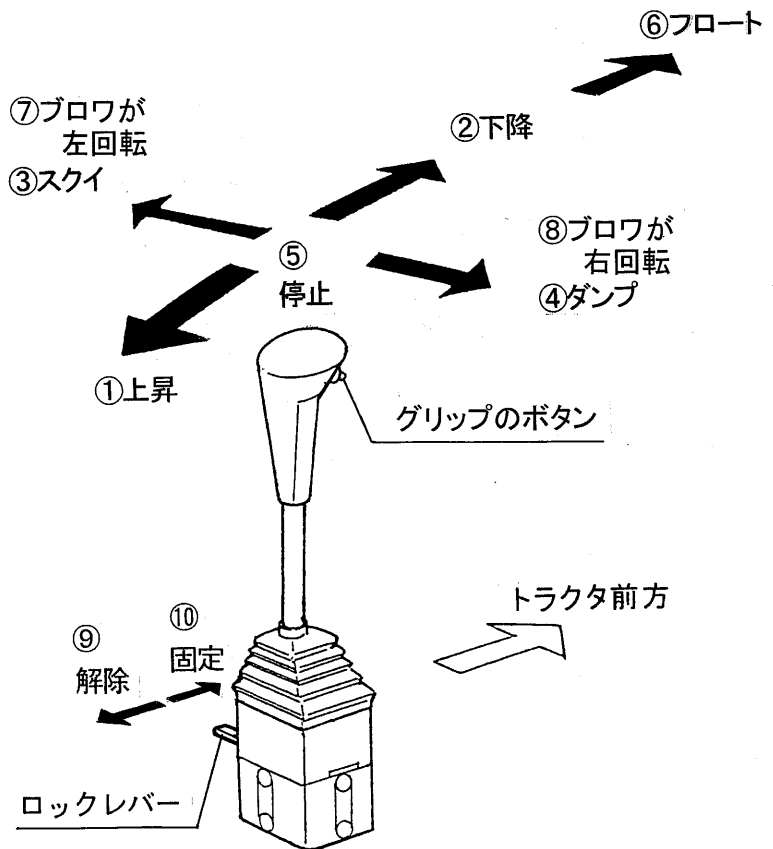
2 ロックレバー

- ⑨ ローダを操作する時、ロックレバーを「後方」（解除側）に倒す。
- ⑩ ローダを固定する時（動かない様にする）、ロックレバーを「前方」（固定側）に倒す。

注意 ロックレバーが「固定」位置に入りにくい場合は、操作レバーを軽く上下左右に動かしながら操作してください。

取扱注意

長時間走行やトラクタから離れるときは、安全のためこのロックレバーを「固定」の位置にしてください。



3 スノーブロワについて

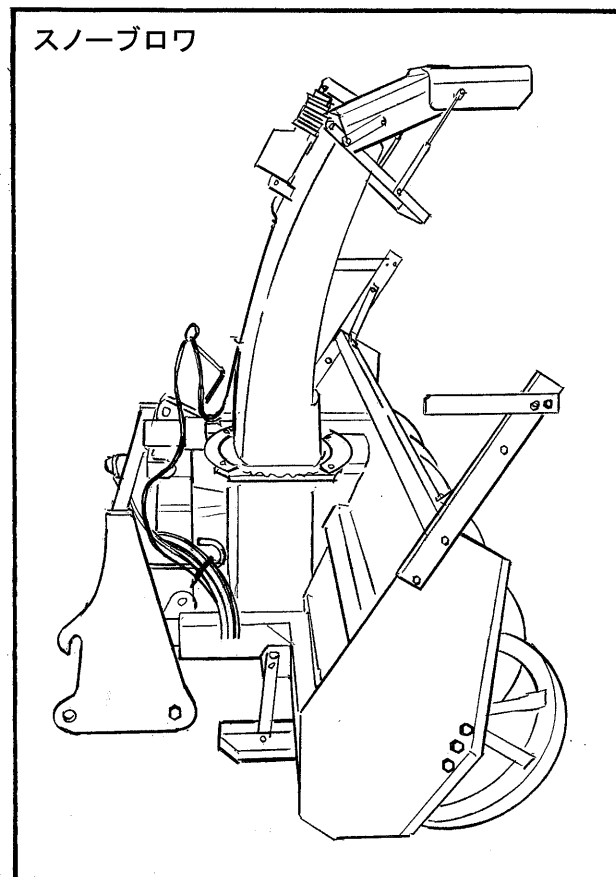
操作方法

注意 スノーブロワ（除雪機）の取扱い・操作方法詳細については、スノーブロワの取扱説明書を参照してください。

- ① スノーブロワをローダに組付ける。
（組付要領書参照）
- ② トラクタPTO変速レバーを「3速」に入れる。
- ③ クラッチをつなぐ。
（スノーブロワが回転します）
- ④ ハンドアクセル（又はフットアクセル）により、エンジン回転を定格回転数にする。

注意 パワーユニットからのホース（カプラ）を切り離れたまま、PTO軸を連続回転させないでください。
【守らないと】パワーユニットの油温が上昇し、危険です。

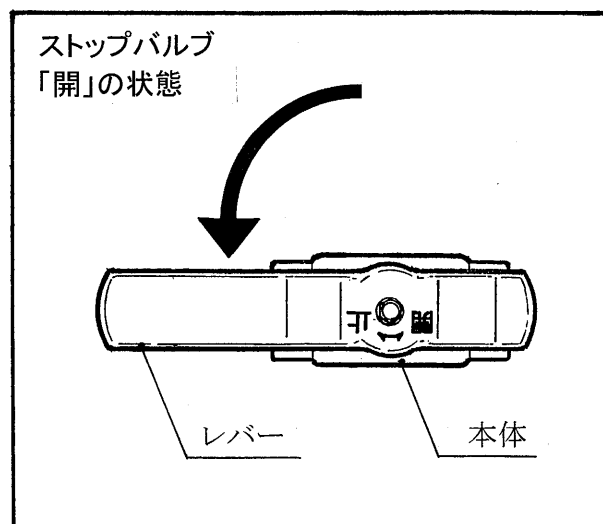
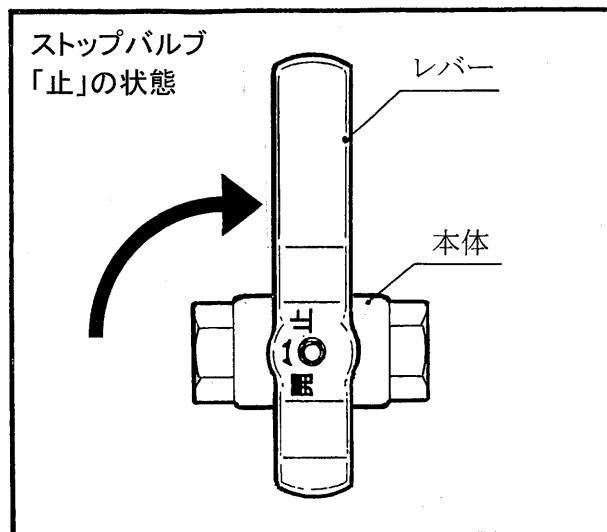
注意 PTO変速レバーを「4速」以上で使用しないでください。
【守らないと】パワーユニットの油温が上昇し、危険です。



4 ストップバルブ

油圧回路中の油の流れを断続させるバルブです。
ローダを使用しないときは、アームの落下防止のため、レバーを「止」にしてください。

- ①油を止める場合：レバーを「止」にする。
(右へ回す)
- ②油を流す場合：レバーを「開」にする。
(左へ回す)



5 カプラ（セルフシーリングカップリング）

⚠ 注意

カプラが結合できないからといって、カプラの先端部をハンマーやドライバーなどでたたかないようにしてください。

【守らないと】

油やポペットが飛び出し、傷害事故となるおそれがあります。

- コントロールバルブ・ホースなどに取付け、油圧回路をつないだり切り離したりする装置です。

■ カプラのつなぎ方（右中央図）

- ① カプラメスのスリーブを引く。
- ② カプラメスにカプラオスを差し込み、カプラメスのスリーブをもどす。

■ カプラの切り離し方（右下図）

- ① カプラメスのスリーブを引く。
- ② カプラオスを引き抜く。

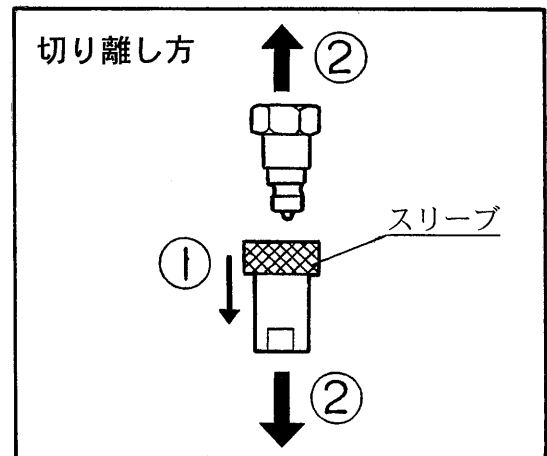
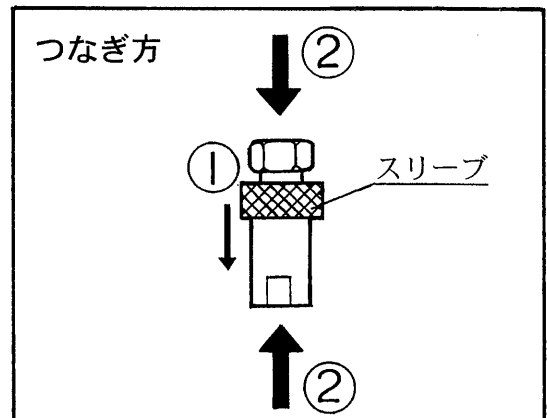
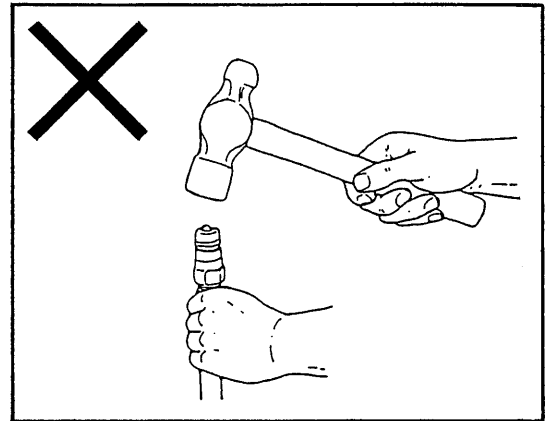
注意 カプラを切り離した後はカプラにカプラキャップをかぶせてください。

■ 残圧の抜き方

カプラをつなぐ場合、油圧回路内に残圧がかかっているために、つなぎにくいことがあります。これは、カプラを切り離す時にリフトアームが浮いていたり、接地していてもリフトアームや先端のスノーブロワに無理な力がかかったままの状態で行なうからです。

従って、カプラを切り離す時には、必ず先端のスノーブロワを接地させ、トラクタのエンジンを切り、操作レバーを前後左右に2～3回ゆっくりと操作してください。

これで油圧回路内の残圧は抜け、次にカプラをつなぐ場合にスムーズにつなぐことができます。



着脱のしかた

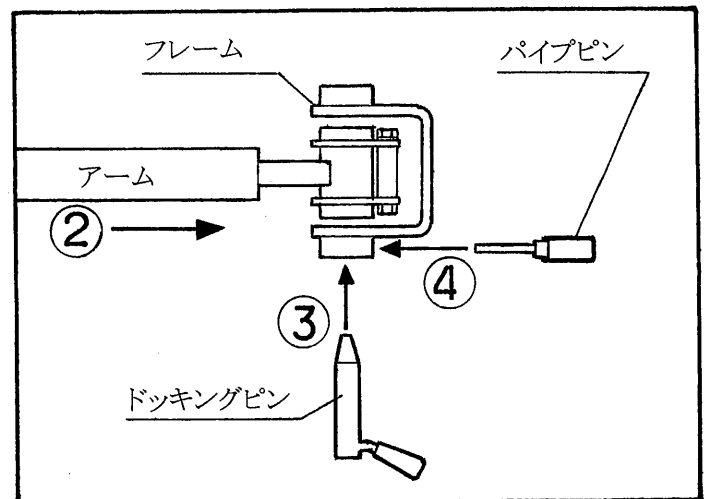
⚠ 注意

- リフトアームの装着及び離脱は、硬くて平らな場所で行なってください。地面がぬかるむ場合、スタンド接地面に板などを敷いてください。
 - 必ずリフトアーム先端にスノーブロウ（除雪機）を取付けてください。
 - 運転席を離れる場合はエンジンを切り、駐車ブレーキをかけてください。
 - トラクタはできる限りゆっくりと前後進させてください。（2 km/h 以下）
 - アクセルをふかさないでください。（アイドリングの状態で行なう）
 - トラクタとリフトアームの間に立たないでください。
 - 可動部分に身体や手足を入れないでください。
- 【守らないと】
リフトアームが転倒してケガをするおそれがあります。

装着（ドッキング）

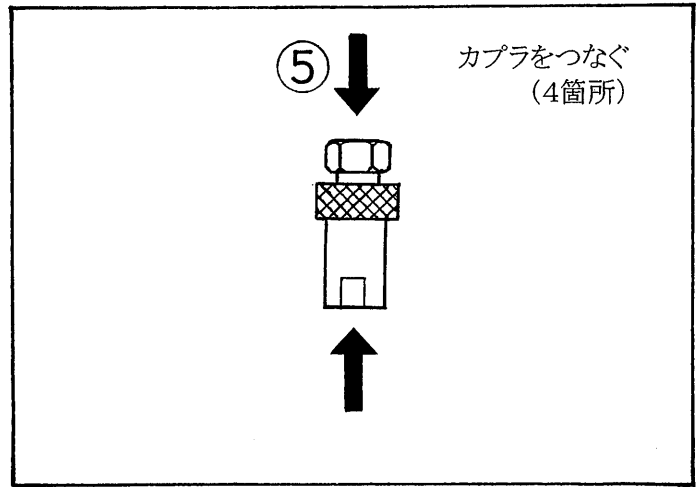
- ① トラクタをリフトアームに向かって前進させる。（車速1～2 km/h）
- ② フレーム左右内にリフトアーム側のドッキングフレームが入り込んで当たったらトラクタの駐車ブレーキをかけ、エンジンを切る。
- ③ ドッキングピンを差し込む。
（左右各2本）

注意 穴が合わずにドッキングピンが入りにくい場合は、ピン先端でこぜながら（穴合わせをして）差し込んでください。また、ドッキングピンは4本とも確実に差し込んでください。



- ④ パイプピンを差し込んでドッキングピンを固定（抜け止め）する。

- ⑤ リフトアームからのホース4本をバルブにつなぐ。(カプラをつなぐ)



- ⑥ トラクタのエンジンをかける。

- ⑦ リフトアーム先端を地上1m前後の高さにする。

取扱注意

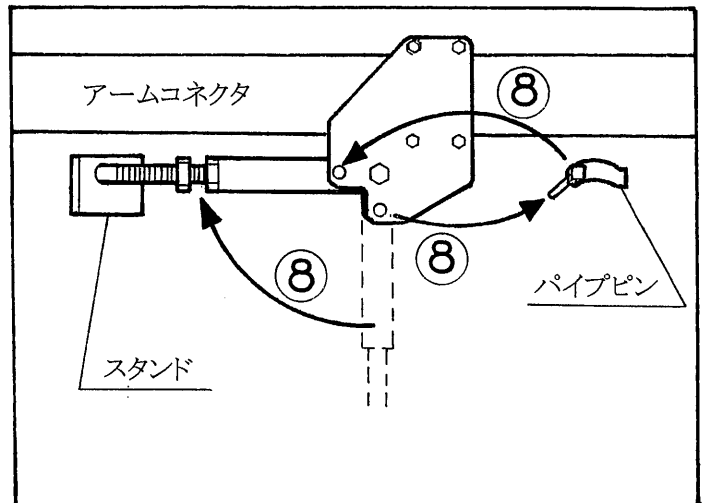
ドッキングピン（4本）が全て確実にセットされていることを確認してから1本レバーを操作してください。

【守らないと】

ドッキングピンのセットが不完全な（または差し込んでいない）状態で、レバー操作（上昇）しますと、リフトアームまたはピンが変形・破損するおそれがあります。

- ⑧ スタンドのパイプピンを抜いてスタンドを格納した後、パイプピンでスタンドを固定する。

以上で、装着（ドッキング）完了です。



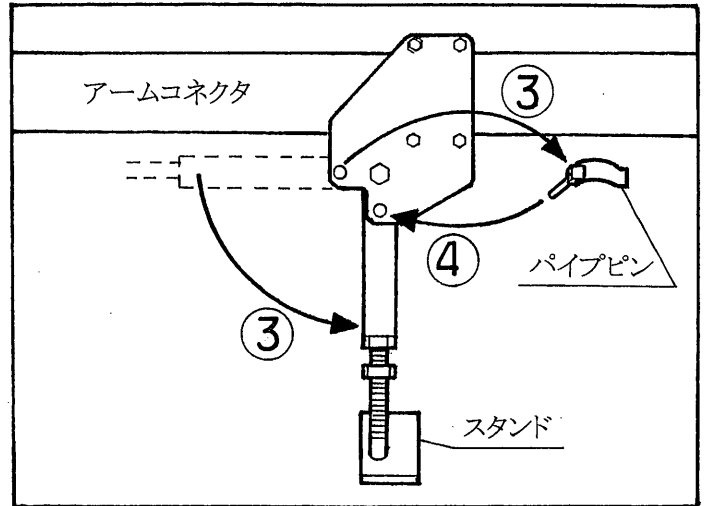
離脱

① トラクタのエンジンをかける。

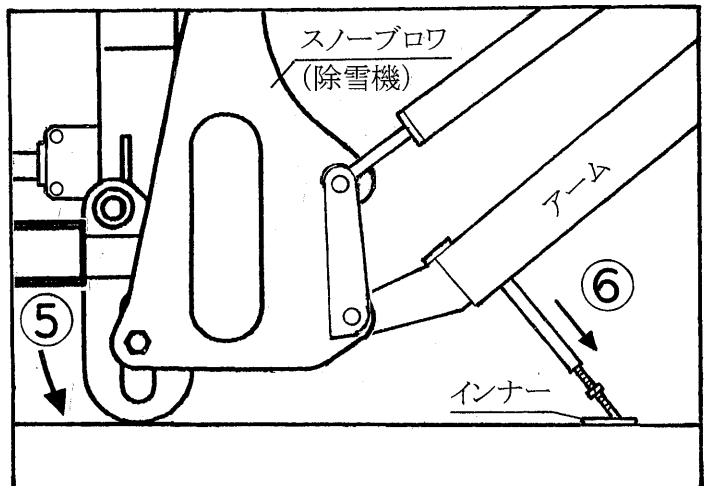
② リフトアーム先端を地上1 m前後の高さにする。

③ スタンドのパイプピンを抜き、スタンドを立てる。

④ 再びパイプピンを差し込み、スタンドを固定する。



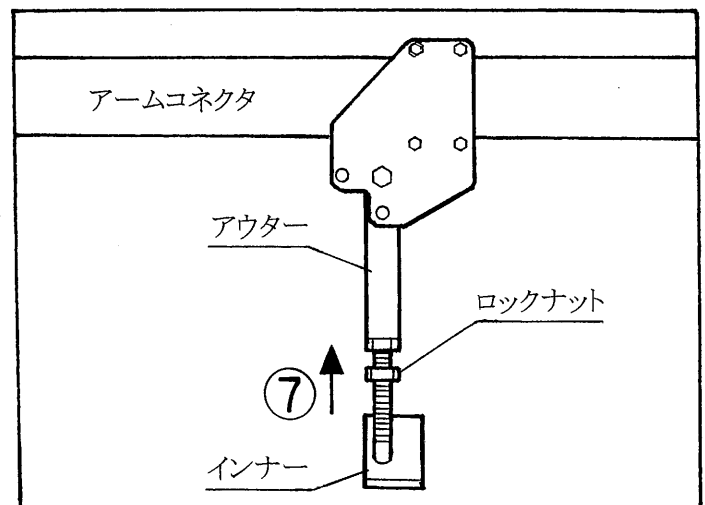
⑤ リフトアーム（または先端のスノーブローア）を接地させ、
 トラクタのエンジンを切り、
 駐車ブレーキをかける。



⑥ スタンドのインナーの接地部が地面に着くまでインナーを回す。

⑦ ロックナットを締め込んでスタンドのアウトター端面に当て、インナーを固定する。

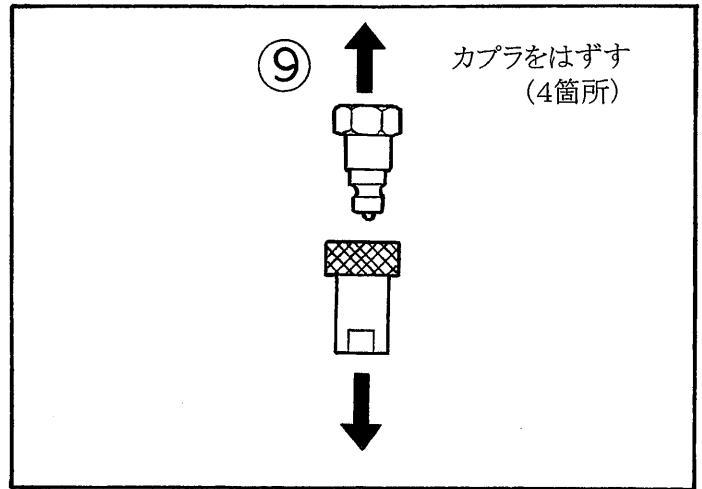
⑧ 十分残圧を抜く。
 (1本レバーを前後左右に動かす)



⑨ リフトアーム・バルブ間のカプラをはずす。(4箇所)

⑩ フレーム左右のパイプピンをはずしてドッキングピンを抜く。(左右各2本)

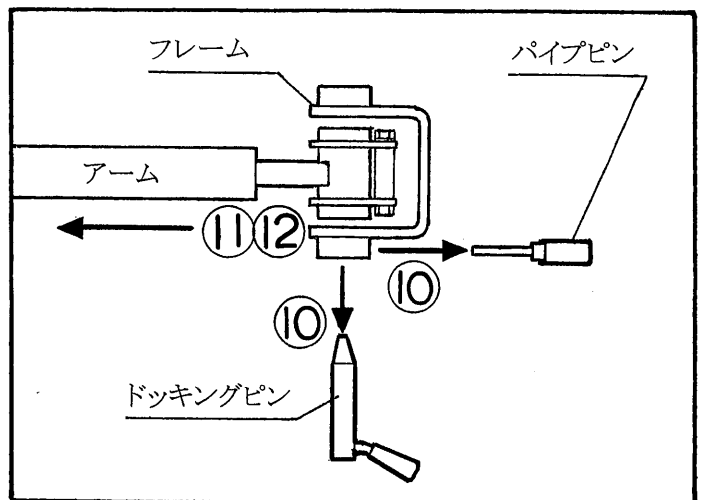
⑪ トラクタのエンジンをかける。



⑫ 駐車ブレーキを解除し、トラクタを後進させる。

以上で、離脱完了です。

注意 はずしたドッキングピン (左右各2本) は紛失防止のため、必ずリフトアームのドッキングフレーム部に差し込んで、パイプピンで抜け止めをしておいてください。



スノーブロウの取付け・取りはずし

⚠ 注意

- スノーブロウの取付け・取りはずしは、平らな場所を選んで行なってください。
- トラクタはできる限りゆっくりと前後進させてください。（2 km/h 以下）
- スノーブロウとローダの間に立たないでください。
- 可動部分に身体や手足を入れないでください。

【守らないと】

傷害事故となるおそれがあります。

取付け

- ① スナップヒッチ左右に取付けてあるアタッチ止めピン（2本）をはずす。
- ② 1本レバーを「ダンプ」にしてスナップヒッチを前傾させる。
- ③ スノーブロウの背面に向かってトラクタを前進させる。

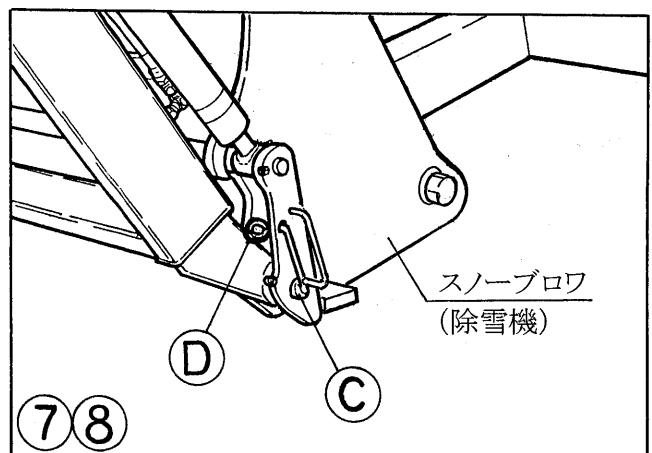
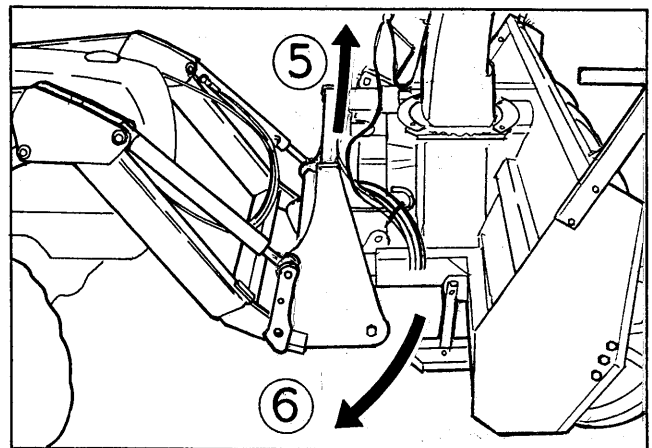
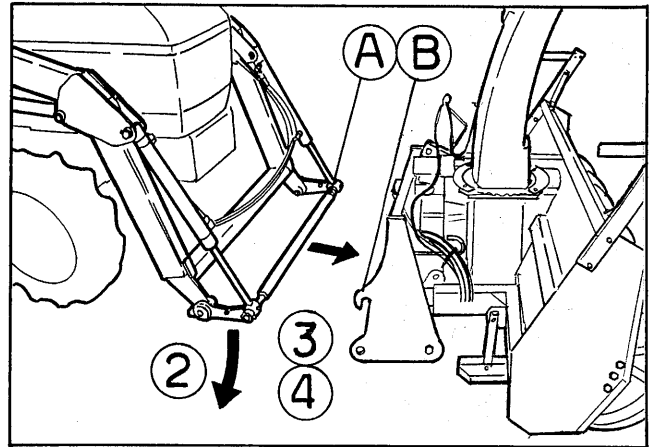
注意 この場合、スノーブロウとリフトアーム（スナップヒッチ）が斜めにならないように注意してください。

- ④ スナップヒッチ先端 ④ をスノーブロウのフック ⑤ に引っ掛ける。
- ⑤ 1本レバーを少し「上昇」にする。
- ⑥ 1本レバーを「スクイ」にしてスノーブロウをすくい上げた後、1本レバーを「ダンプ」にしてスノーブロウを少し前傾させる。
- ⑦ アタッチ止めピン ⑦ を差し込む。
- ⑧ このピン ⑧ に抜け止めようのスナップピン ⑧ を差し込む。

注意 スナップピンを差し込む位置はアタッチ止めピンの取手の先端部分です。

取りはずし

「取付け」の順序①～⑧及び操作を逆に行なってください。
はずしたアタッチ止めピン（2本）は紛失防止のため、必ずスナップヒッチ左右に差し込んで、スナップピンで抜け止めをしておいてください。



パワーユニットの取付け ・取りはずし

⚠ 注意

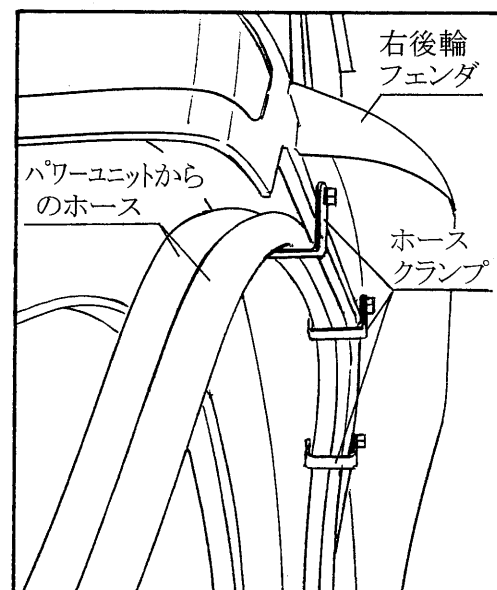
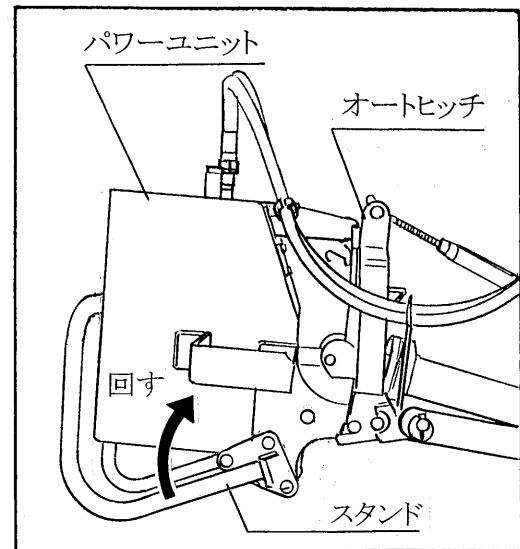
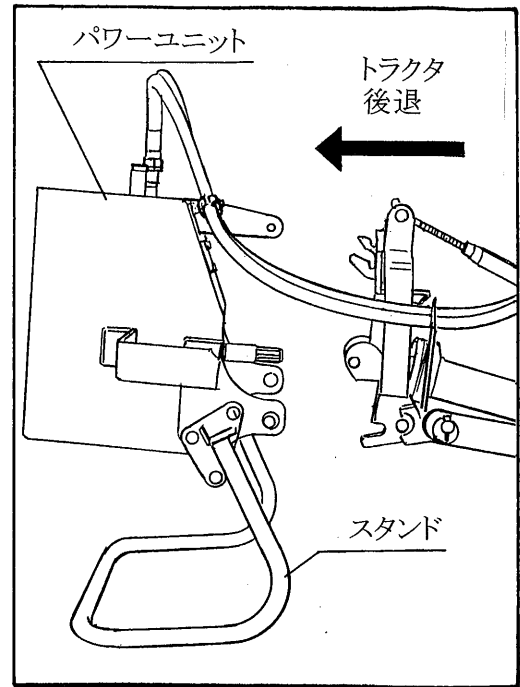
- パワーユニットの取付け・取りはずしは、平らな場所を選んで行なってください。
- トラクタはできる限りゆっくりと前後進させてください。(2 km/h 以下)
- パワーユニットとローダの間に立たないでください。
- 可動部分に身体や手足を近づけないでください。
【守らないと】
傷害事故となるおそれがあります。

取付け

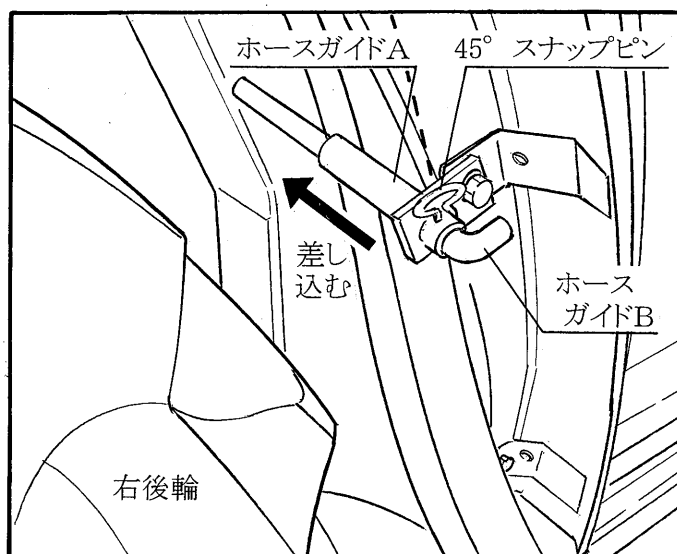
- ① トラクタの真後ろに、パワーユニットを置く。
- ② トラクタを後退させ、オートヒッチ (W3P) にパワーユニットを装着させる。

注意 オートヒッチ (W3P) の使用方法詳細については、オートヒッチの「取扱説明書」を参照してください。

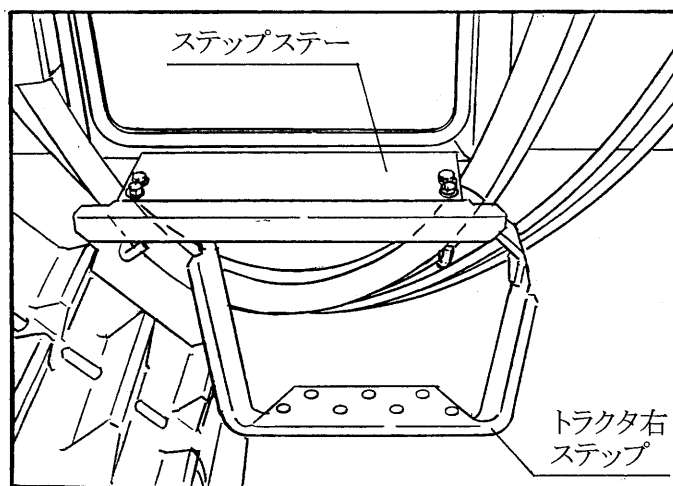
- ③ オートヒッチ (W3P) を少し上昇させる。
- ④ スタンドを固定しているピン (2 本) をはずしてスタンドを 90° 上方向に回し、このピンで再びスタンドを固定する。
(スタンドの格納)
- ⑤ パワーユニットから出たホース (2 本) を右後輪フェンダ内側に沿わせ、同箇所に取り付けたホースクランプ (3 個) に引っかける。



- ⑥ 同様に、このホース（2本）を右後輪フェンダ下側のホースガイドAに引っ掛け、ホースガイドB（L字形ピン）を差し込んで、ホースがはずれないようにする。

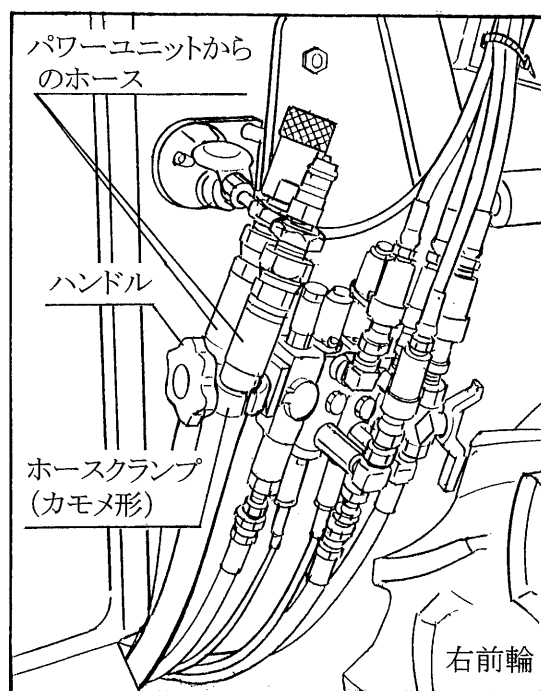


- ⑦ 同様に、このホース（2本）を右ステップ下のフック部（2箇所）に通す。
（パワクロ仕様トラクタの場合）



- ⑧ このホース（2本）先端部に付いているホースクランプ（カモメ形）を、スタックバルブのバルブブラケットの取付穴に固定する。

- ⑨ このホース（2本）と、スノーブロワから付いているホース（2本）をつなぐ。
（カプラをつなぐ）



以上で、取付完了です。

取りはずし

「取付け」の順序①～⑨及び操作を逆に行なってください。

はずしたホースガイドBは、紛失防止のためホースガイドAに差し込み、45° スナップピンで抜け止めをしてください。

保守点検一覧表

警告

- 点検を行なう時は、ローダ・トラクタを平らな場所においてローダを接地させ、エンジンを止め駐車ブレーキをかけてから始めてください。
- ローダやトラクタを安全に使用し、かつ長持ちさせるため下表に従って日常点検・定期点検を行なってください。
【守らないと】死亡を含む傷害事故につながるおそれがあります。

点検項目	処 置	点検時間
各部のボルト・ナットのゆるみ (目視点検)	目視でゆるんでいたら増締めする。(バネ座金が取付部から浮いている場合) ゆるみが多発する場合は、ボルト・ナット・バネ座金を交換する。 (規定の締付トルクは 29 ページ参照)	日常点検 (ローダ 使用前)
各部のピン・回転部のグリス・油の確認	グリスアップ・給油する。また、ピンなどの脱落があれば、補給する。	
作動油の油量確認	適正量まで補給する。また、汚れがひどい時は油を交換する。 トラクタへの適正追加油量・・・約 2.0 ℓ パワーユニットのタンク容量・・・約 90 ℓ	
ホースの無理な曲げ・ねじれの確認	ホース両端の金具をゆるめ、無理な曲げ・ねじれがない状態にして締め直す。 ホースは 2 年毎に交換する。	
ホース表面のキズ	キズがある場合、至急交換する。	
その他、破損箇所の有無	破損箇所があれば、修理または交換する。	
前部・前輪ウエイトの取りはずし	ローダ作業時には、必ず取りはずすこと。	
後部パワーユニット (ウエイト) の取付け	ローダ作業時には、必ず取付ること。	
ホース・油圧部品からの油もれ	増締めする。またはパッキンを交換する。	
前輪空気圧の確認	プレッシャゲージで測定し、トラクタ「取扱説明書」に記載してある圧力にする。	
レバー・ケーブル回りへの給油	油を給油する。	25 時間 使用毎
各部ピン・ブッシュの磨耗量	ピン外径の磨耗量が 2 mm 以上であれば交換する。	50 時間 使用毎
各部のボルト・ナットのゆるみ	増締めする。ゆるみが多発する場合は、ボルト・ナット・バネ座金を交換する。 (規定の締付トルクは 29 ページ参照)	① ローダ 組付後 5 時間 使用毎 ② その後 50 時間 使用毎

適正締付トルク表

ローダの組付・点検・修理などを行なう場合、ボルト・ナットは規定の締付トルクで締付けてください。〔下表・単位は上段：N・m（下段：kgf・m）〕

強度 区分 呼び	一般ボルト・ナット				
	打刻なし（又は4 T）		7 T（8.8）		9 T（10.9）
	SS41	S20C	S43C	S48C（調質）	SCR3 又は SCM3（調質）
	一般	相手が7Tの場合	一般	相手が7Tの場合	
M 6	7.8 ~ 9.3	7.8 ~ 8.8	9.8 ~ 11.3	7.8 ~ 8.8	12.3 ~ 14.2
	(0.8 ~ 0.95)	(0.8 ~ 0.9)	(1.0 ~ 1.15)	(0.8 ~ 0.9)	(1.25 ~ 1.45)
M 8	17.7 ~ 20.6	16.7 ~ 19.6	23.5 ~ 27.5	17.6 ~ 20.6	29.4 ~ 34.3
	(1.8 ~ 2.1)	(1.7 ~ 2.0)	(2.4 ~ 2.8)	(1.8 ~ 2.1)	(3.0 ~ 3.5)
M 10	39.2 ~ 45.1	31.4 ~ 34.3	48.1 ~ 55.9	39.2 ~ 44.1	60.8 ~ 70.6
	(4.0 ~ 4.6)	(3.2 ~ 3.5)	(4.9 ~ 5.7)	(4.0 ~ 4.5)	(6.2 ~ 7.2)
M 12	62.8 ~ 72.6		77.5 ~ 90.2	62.7 ~ 72.5	103.0 ~ 117.7
	(6.4 ~ 7.4)		(7.9 ~ 9.2)	(6.4 ~ 7.4)	(10.5 ~ 12.0)
M 14	107.9 ~ 125.5		123.6 ~ 147.1		166.7 ~ 196.1
	(11.0 ~ 12.8)		(12.6 ~ 15.0)		(17.0 ~ 20.0)
M 16	166.7 ~ 191.2		196.1 ~ 225.6		259.9 ~ 304.0
	(17.0 ~ 19.5)		(20.0 ~ 23.0)		(26.5 ~ 31.0)
M 18	245.2 ~ 284.4		274.6 ~ 318.7		343.2 ~ 402.1
	(25.0 ~ 29.0)		(28.0 ~ 32.5)		(35.0 ~ 41.0)
M 20	333.4 ~ 392.3		367.7 ~ 431.5		490.3 ~ 568.8
	(34.0 ~ 40.0)		(37.5 ~ 44.0)		(50.0 ~ 58.0)

- 注意**
1. ボルトの材質は、ボルトの頭に打刻してある数字で見分けます。
 2. 締付ける前に必ず打刻数字を確認し、下表に従って締付けを行なってください。
 3. 組付面や組付けのボルト・ナット・座金には油をつけないでください。

トラブルシューティング

万一、ローダの調子がおかしい・具合が悪い場合には、次ページにより点検し、適切な処置をしてください。

また、ローダの不具合原因の中にはトラクタのバルブ・ポンプなどの油圧部品に起因する場合も考えられますので、トラクタも併せて点検・確認してください。

1 点検を行なう前に



- ローダを接地させて駐車ブレーキをかけ、エンジンを止めてください。
- エンジンをかけて点検・修理する必要がある場合、ローダの作業範囲内に入らないでください。
- また、ローダの下に入らないでください。

【守らないと】

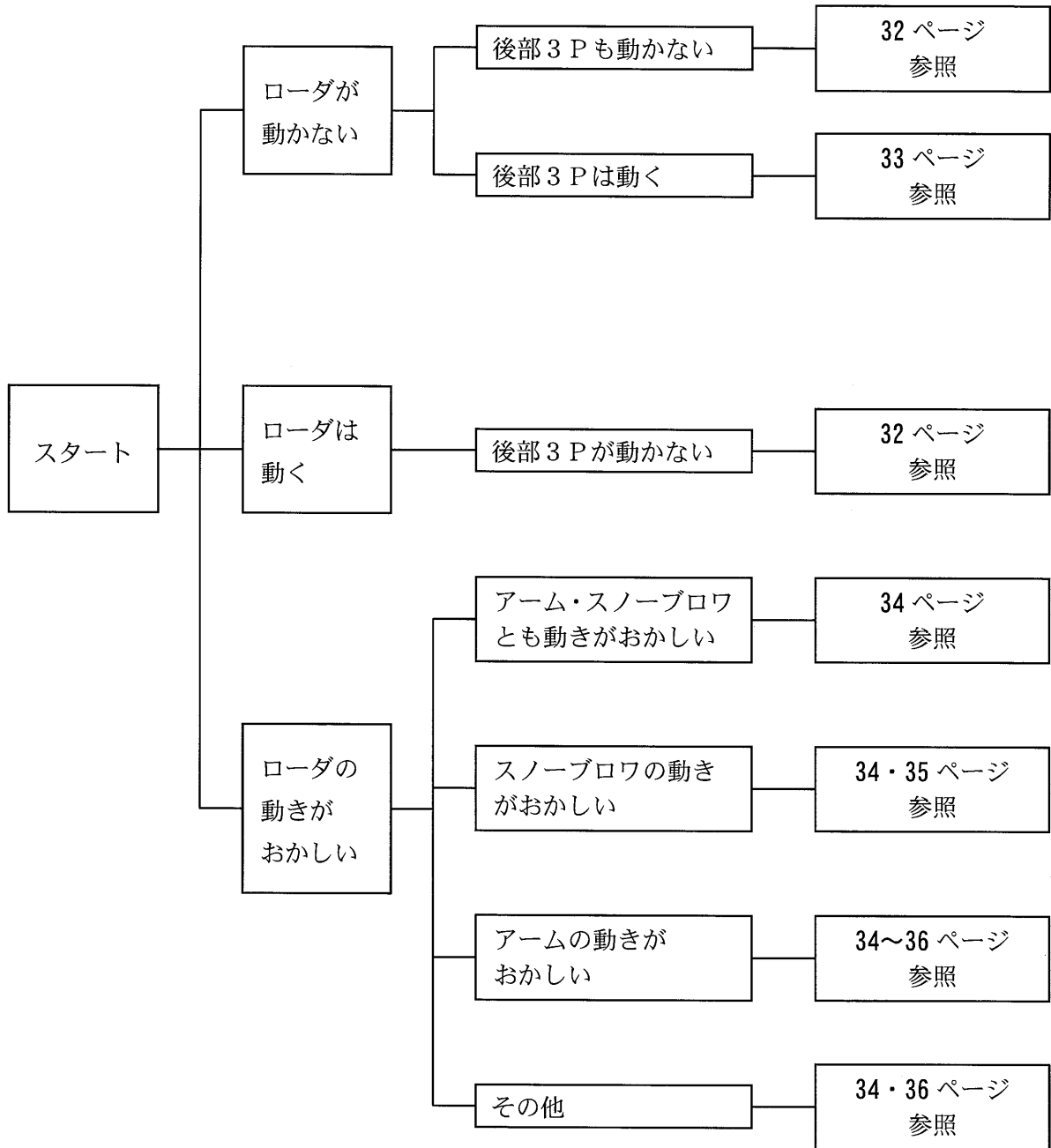
ローダに当たったり、ローダの下敷きになって死傷するおそれがあります。

2 点検中の注意

- ローダ・トラクタの型式及び機番を確認し、不具合の内容を詳細にメモしてください。
(後で連絡するときに便利です)
- ローダ始動時の作動不良・作動不具合は、大半が配管間違いや配線間違いによるものです。
今一度、十分確認してください。
- ローダ機種・トラクタ機種により、同じ不具合でも処置が異なる場合もありますので、十分注意・確認してください。

3 点検後

- 点検・処置しても①原因がわからない、②正常にならない場合は、本製品お買い上げの「販売店」 「JA」（農協）またはサービス工場までお問い合わせください。
- 油圧部品、特にバルブ等は精密機械ですので、分解・修理は専門の技術サービスマンにお任せください。



症 状	原 因	処 置
ローダ・後部 3 P ともに動かない	P (IN) と T (OUT) ポー トの配管が逆になって いる	組付要領・純正部品表通り正しく配管してください。
	作動油が不足している (ポンプより異常音が する)	作動油を追加してください。 追加量は 28 ページを参照してください。
	オイルフィルタの目づ まり	フィルタを洗淨・または交換してください。
	ポンプ故障 (油を送らない)	修理に出してください。または交換してください。
	メインリリーフバルブ 整備不良	内部洗淨後、圧力計にて圧力を再セットしてくださ い。
	カプラが接続されてい ない	カプラを接続してください。
	カプラの故障 (この場 合、レバー操作時、リ リーフ音がする)	カプラのパッキンを交換してください。 またはカプラを交換してください。
ローダは動くが 後部 3 P は動かな い (または後部作業 機が落下する)	T (OUT) と N ポートの 配管が逆になっている	組付要領・純正部品表通り正しく配管してください。
	トラクタの落下調整弁 不良	修理に出してください。または交換してください。
	落下調整グリップが締 まっている	グリップをゆるめて (開いて) ください。

症 状	原 因	処 置
後部3Pは動くが ローダは動かない	油圧取出口を間違えている	組付要領・純正部品表通り正しく配管してください。
	P (IN) とNポートの 配管が間違っている	組付要領・純正部品表通り正しく配管してください。
	トラクタのポジション コントロールレバーが 「油圧取出」の位置に なっている	レバーを「ポジション」の位置にしてください。
	カプラが接続されてい ない またはカプラの故障 (この場合、レバー操 作時、リリース音がす る)	カプラが接続してください。 カプラのパッキン・カプラを修理または交換してく ださい。(部品注文)
ローダが動かない または動きがおか しい リリース音がする	操作レバーのリンクが がたついている	組付要領・純正部品表通り正しく配管してください。
油温が上昇しやす い 油温が異常に上昇 する	トラクタのポジション コントロールレバーが 「油圧取出」の位置に なっている	レバーを「ポジション」の位置にしてください。
	積荷オーバー・負荷の かかりすぎでリリース が頻繁に働くため	制限重量以下で作業してください。

症 状	原 因	処 置
ローダを動かすと「ギー」と音がする	ピン部グリスが切れている	グリスアップしてください。
油圧部分からの油もれ	パッキンの磨耗、または劣化	修理に出してください。 (パッキン交換)
継手・ネジ部よりの油もれ	ネジがゆるんでいる またはシールテープを巻いていない	増締めしてください。または継手ははずしてシールテープを巻き、継手を締め直してください。
	オーリングの損傷、または劣化	オーリングを交換し（部品注文）、継手を締め直してください。
ぎくしゃくする 途中で止まる 動きが遅い 異音がある	シリンダ内に空気が入っている 作動油が不足している	空気が抜けるまで空荷作動させてください。 作動油を追加してください。追加量は 28 ページを参照してください。
	オイルフィルタの目づまり	フィルタを洗浄・または交換してください。
動きがめっちゃくちゃ (操作ラベル通りに動かない)	シリンダ・バルブ間のホースの接続が間違っている	組付要領・純正部品表通り正しく配管してください。
スノーブロワがすくえない またはスクイ速度が遅い	ダンプシリンダ内のパッキン損傷、または劣化	パッキン交換してください。（部品注文）またはシリンダを修理に出してください。
ダンプするがスクイができない	ダンプシリンダ内のパッキン損傷、または劣化	パッキン交換してください。（部品注文）またはシリンダを修理に出してください。
	ダンプシリンダ左右の配管が逆になっている	組付要領・純正部品表通り正しく配管してください。
自然にダンプする (スクイ側・ダンプ側のカプラ、またはホースを差し換えると止まる場合)	ローダバルブキープ性能不良による (一般にこの現象は徐々に発生します)	修理に出してください。 最大 10mm/min 程度の伸びは故障ではありません。
自然にダンプする (スクイ側・ダンプ側のカプラ、またはホースを差し換えても止まらない場合)	ダンプシリンダのキープ性能不良による (一般にこの現象は急激に発生します)	修理に出してください。 最大 10mm/min 程度の伸びは故障ではありません。

症 状	原 因	処 置
アーム上昇時（スノーブロワスキイ時）一度下がってから上昇する（スキイになる）	ローダバルブのロードチェック不良	① ロードチェックプラグをはずし、異物の有無を確認してください。 ② プラグ穴・ポペットを洗浄してください。 ③ ①②の処理では正常にならない場合は、修理に出してください。
ダンプシリンダが伸びきって縮まらない	P (IN) と T (OUT) ポートの配管が逆になっている	組付要領・純正部品表通り正しく配管してください。
	ダンプシリンダ左右の連結ホースを逆につないでいる	組付要領・純正部品表通り正しく配管してください。
スノーブロワがダンプ途中で止まりまた動く 接地させると、スノーブロワがぶらぶらする	エンジン回転数が低い ため、ダンプシリンダ内が真空になっている	エンジン回転数を上げてダンプしてください。
	作動油が不足している	作動油を追加してください。追加量は 28 ページを参照してください。
上昇・下降ともしない	配管ミス	組付要領・純正部品表通り正しく配管してください。
	ストップバルブ（上昇ポート）が「閉」になっている	「開」にしてください。
上昇しない （リリース音なし）	配管ミス	組付要領・純正部品表通り正しく配管してください。
	作動油が不足している	作動油を追加してください。追加量は 28 ページを参照してください。
	トラクタのポンプ故障	修理に出してください。または交換してください。
	バルブのスプールが動いていない （例：凍結・ハイドロリックロック・さびなどによる場合）	注油してください。 熱湯をかけてください。
上昇しない （リリース音あり） または上昇が遅い	積荷オーバー	制限持上重量以下で作業してください。
	配管ミス	組付要領・純正部品表通り正しく配管してください。
	カプラが接続されていない またはカプラの故障	カプラを接続してください。 またはカプラを交換してください。
	作動油の粘度が高い （特に寒冷地での現象）	油温を 30℃以上になるまでエンジンをかけ、ウォーミングアップさせてください。
	リフトシリンダ左右の配管が逆になっている （この場合、アームがねじれて上昇します）	組付要領・純正部品表通り正しく配管してください。

症 状	原 因	処 置
下降しない または下降が遅い	作動油の粘度が高い (特に寒冷地での 現象)	油温を30℃以上になるまでエンジンをかけ、ウォーミングアップさせてください。
	リフトシリンダ左右の 配管が逆になっている (この場合、アームが ねじれて下降します)	組付要領・純正部品表通り正しく配管してください。
アームが自然に下 がる またはスノーブロ ワが自然にダンプ する	ローダバルブのキープ 性能による	① ストップバルブ「開」の場合 アームは自然に落下します。(異常ではありません) ② ストップバルブ「閉」の場合 アームの落下速度・スノーブロワのダンプ速度 が大きい場合は、販売店にご連絡ください。
	リフトシリンダのキープ 性能による	
トラクタの前輪が 持ち上がらない	駐車ブレーキがかかっ ている	駐車ブレーキをはずしてください。
	後部ウエイトを付けて いない 前部・前輪ウエイトを 付けている	○ 後部ウエイトを付けてください。 ○ 前部・前輪ウエイトをはずしてください。
カプラが結合でき ない	回路内に残圧がかかっ ている	残圧を抜いてください。
積荷が上がらない または上昇途中で 止まる	積荷オーバー	制限持上重量以下で作業してください。
	リフトシリンダ内のパ ッキン磨耗	パッキン交換してください。(部品注文) またはシ リンダを修理に出してください。
	トラクタポンプの故障	修理に出してください。または交換してください。
	オイルフィルタの目づ まり	フィルタを洗浄・または交換してください。
	作動油の汚れ・量不足	作動油を交換・または追加してください。 追加量は28ページを参照してください。
	トラクタポジションコ ントロールバルブの故 障 (油圧取出部に圧力計 を付けて圧力を測定し てください)	コントロールバルブを修理・または交換してくださ い。 注意 3点リンクに重い作業機をつけている場合は、 ① ポジションコントロールレバーを最上位に し、 ② 落下調整グリップを締め、 ③ ポジションコントロールレバーを下げてく ださい。

労働安全衛生規則の抜粋

(特別教育を必要とする業務)

第36条 法第59条第3項の労働省令で定める危険または有害な業務は、次のとおりとする。

5の2 最大荷重1トン未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

(制限速度)

第151条の5 事業者は、車両系荷役運搬機械等（最高速度が毎時10キロメートル以下のものを除く。）を用いて作業を行うときはあらかじめ、当該作業に係る場所の地形、地盤の状態等に応じた車両系荷役運搬機械等の適正な制限速度を定め、それにより作業を行わなければならない。

2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は同項の制限速度を越えて車両系荷役運搬機械等を運転してはならない。

(転落等の防止)

第151条の6 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系荷役運搬機械等の運行経路について必要な幅員を保持すること、地盤の不同沈下を防止すること、路肩の崩壊を防止すること等必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行う場合において当該車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させなければならない。

3 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

(接触の防止)

第151条の7 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。

2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は同項ただし書の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

(合図)

第151条の8 事業者は、車両系荷役運搬機械等について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行わせなければならない。

2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は同項の合図に従わなければならない。

(立入禁止)

第151条の9 事業者は、車両系荷役運搬機械等（構造上、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。）については、そのフォーク、ショベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の作業を行う労働者は、同項ただし書の安全支柱、安全ブロック等を使用しなければならない。

(荷の積載)

第151条の10 事業者は、車両系荷役運搬機械等に荷を積載するときは、次に定めるところによらなければならない。

- ① 偏荷重が生じないように積載すること
- ② 構内運搬車又は貨物自動車にあっては、荷崩れ又は荷の落下による労働者の危険を防止するため、荷にロープ又はシートを掛ける等必要な措置を講ずること。

(運転位置から離れる場合の措置)

第151条の11 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

- ① フォーク、ショベル等の荷役装置を最低降下位置に置くこと。
- ② 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。

2 前項の運転者は、車両系荷役運搬機械等の運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。

(車両系荷役運搬機械等の移送)

第151条の12 事業者は、車両系荷役運搬機械等を移送するため自走又はけん引により貨物自動車に積卸しを行う場合において、道板、盛土等を使用するときは、当該車両系荷役運搬機械等の転倒、転落等による危険を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

- ① 積卸しは、平たんで堅固な場所において行うこと。
- ② 道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当なこう配で確実に取り付けること。
- ③ 盛土、仮設台等を使用するときは、十分な幅及び強度並びに適当なこう配を確保すること。

(とう乗の制限)

第151条の13 事業者は、車両系荷役運搬機械等（貨物自動車を除く。）を用いて作業を行うときは、乗車席以外の箇所に労働者を押せてはならない。ただし、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときはこの限りでない。

(主たる用途以外の使用の制限)

第151条の14 事業者は、車両系荷役運搬機械等を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならない。ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

(修理等)

第151条の15 事業者は、車両系荷役運搬機械等の修理又はアタッチメントの装置若しくは取外し作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。

- ① 作業手順を決定し、作業を直接指揮すること
- ② 第151条の9第1項ただし書に規定する安全支柱、安全ブロック等の使用状況を監視すること

(前照燈及び後照燈)

第151条の27 事業者は、ショベルローダー及びフォークローダー（以下「ショベルローダー等」という。）については、前照燈及び後照燈を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所においては、この限りでない。

(ヘッドガード)

第151条の28 事業者は、ショベルローダー等については、堅固なヘッドガードを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、荷の落下によりショベルローダー等の運転者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

(荷の積載)

第151条の29 事業者は、ショベルローダー等については、運転者の視野を妨げないように荷を掲載しなければならない。

(使用の制限)

第151条の30 事業者は、ショベルローダー等については、最大荷重その他の能力を越えて使用してはならない。

(定期自主検査)

第151条の31 事業者は、ショベルローダー等については、一年を超えない期間ごとに一回、定期的に、次の事項について自主点検を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しないショベルローダー等の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- ① 原動機の異常の有無
- ② 動力伝達装置及び走行装置の異常の有無
- ③ 制動装置及び操縦装置の異常の有無
- ④ 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
- ⑤ 電気系統、安全装置及び計器の異常の有無

2 事業者は、前項ただし書のショベルローダー等については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

第151条の32 事業者は、ショベルローダー等については、一月を超えない期間ごとに一回、定期的に、次の事項について自主点検を行わなければならない。ただし、一月を超える期間使用しないショベルローダー等の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- ① 制動装置、クラッチ及び操縦装置の異常の有無
- ② 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
- ③ ヘッドガードの異常の有無

2 事業者は、前項ただし書のショベルローダー等については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

(定期自主検査の記録)

第151条の33 事業者は、前2項の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。

- ① 検査年月日
- ② 検査方法
- ③ 検査箇所
- ④ 検査の結果
- ⑤ 検査を実施した者の氏名
- ⑥ 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

(点検)

第151条の34 事業者は、ショベルローダー等を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- ① 制動装置及び操縦装置の機能
- ② 荷役装置及び油圧装置の機能
- ③ 車輪の異常の有無
- ④ 前照燈、後照燈、方向指示器及び警報装置の機能

(補修等)

第151条の35 事業者は、第151条の31若しくは第151条の32の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他の必要な措置を講じなければならない。